

令和7年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 3 号 令和6年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 4 号 令和6年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 2 号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第59号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第14 議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について
- 第17 議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第18 議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第19 議案第66号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第20 議案第67号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算
- 第21 議案第68号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第22 議案第69号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第23 議案第70号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算

第24 議案第71号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算

第25 議案第72号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算

第26 認定第1号 令和6年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について

第27 認定第2号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第28 認定第3号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第29 認定第4号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

第30 認定第5号 令和6年度中頓別町水道事業会計歳入歳出決算認定について

第31 認定第6号 令和6年度中頓別町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

第32 認定第7号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について

第33 認定第8号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について

第34 認定第9号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について

第35 認定第10号 令和6年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番 蓮尾純一君	2番 吉田智一君
3番 高橋憲一君	4番 長谷川克弘君
5番 宮崎泰宗君	6番 細谷久雄君
7番 西浦岩雄君	8番 星川三喜男君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
副町長	遠藤義一君
教育長	大島朗君
総務課長	永田剛君

総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
政策経営課長	長 尾 享 君
政策経営課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
農業委員会会長	姉 歯 義 宣 君
産業課長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担当課長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整備担当課長	西 川 明 文 君
産業課参事兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産業課主幹	原 岡 将 史 君
建設課参事	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担当課長	後 藤 晃 昭 君
保健福祉課長	土 屋 順 一 君
保健福祉課 保健担当課長	相 馬 正 志 君
保健福祉課主幹	西 卷 俊 英 君
保健福祉課主幹	五十嵐 弘 将 君
保健福祉課主幹	荒 川 亜希子 君
教育次長	笛 原 等 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長寿園施設長	砂 金 昌 明 君
長寿園主幹	岡 崎 猛 智 君
自動車学校長	布 村 博 幸 君
会計管理者	小 林 美 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今 野 真 二 君
議会事務局書記	姉 歯 彩 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆様、おはようございます。また、議員各位におかれましては、令和7年第3回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） ただいまから令和7年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、長谷川さん、5番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。
宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。それでは、先日開催いたしました議会運営委員会の内容につきまして私のほうから報告させていただきます。
議会運営委員会報告。9月9日。

令和7年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月26日及び8月27日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月9日から9月12日までの4日間とする。
なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。
3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないよう注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。
5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、令和6年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第10号を付託して会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）は、西浦副議長から発議される。なお、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり本日9月9日から9月12日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月9日から9月12日までの4日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、皆様のお手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第3回定例会に当たりまして全議員のご出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

私からは、先般の水害について報告をさせていただきたいというふうに思います。まず、令和7年8月20日に発生した豪雨に関する状況についてであります。8月20日の朝から降り始めた雨が強まる見込みになり、12時15分に大雨土砂災害警報、12時25分に洪水警報が発令され警戒レベル3となったことから、要支援者施設に注意喚起を行うとともに、町内パトロールを開始をいたしました。13時から14時台にかけて短時間に53.5ミリの大雨が降ったことにより、町内では雨水の排水が追い付かず、道路の各所で歩道の高さまで冠水が発生しましたが、15時過ぎから徐々に冠水は解消しています。

旭台地区では、中学校グラウンド先から道路に流出した雨水が住宅地に流れ込んだため、土嚢を設置し対応したほか、町道中頓別駅前線との交差点が冠水し、一時中学校方面に通行できない状況が発生しました。

沿線においては、松音知地区の牧草地や、寿・弥生地区の土地の低い場所で冠水が発生したほか、鍾乳洞自然ふれあい公園では進入路や園内の法面が数か所崩れ、倒木や土砂の流入が発生しました。特に、平賀内川上流域では局地的な降雨があったと思われ、大幅な増水によって平賀内橋（町道中頓別弥生線）下流では冠水被害の心配があつたことから、周辺の住民2戸3名が16時頃に町民センターに自主避難されています。また、鍾乳洞につきましては、復旧が難しいことから本年度の営業を閉園とすることとしました。

今回の豪雨では、住民の命に係わる重大な事態に至らなかつたことに安堵しておりますが、上下水道施設の使用制限や、雨水の排水機能の不足など、課題が露呈する結果となりました。今後に向けて課題に早急に対応するとともに、近年の気候変動を踏まえた、災害に強いまちづくりを進めていきたいと思います。

被害等の概要につきましては、町内道路の冠水、平賀内川の落差工損壊等、鍾乳洞自然ふれあい公園内の土砂崩れ、断水、寿公園の冠水、ゴルフ練習場の土砂流入、下水道処理の一時制限、上水道取水口が土砂により閉塞、上下水道使用の一時制限、これは8月20日の20時から翌日の6時まで、あと農業被害といたしまして牧草地が27ヘクタールほど冠水、牧草ロール47個が平賀内川に流出、これは回収対応がされています。あと、酪農家の肥料の一部が浸水するというような被害となっているところであります。

今申し上げました被害の中にもありますけれども、2点目としまして同日に発生した豪雨によって下水道施設の対応及び水道施設の被災状況並びに経過措置について報告をさせていただきたいと思います。

令和7年8月20日に発生した豪雨による下水道施設の対応及び水道施設の被災状況及び応急措置並びに復旧状況について報告をいたします。下水道施設の対応につきましては、下水道管に大量の雨水が侵入したことにより下水処理場の処理能力を超えたため、やむを得ず流入量を制限することとなりましたが、同日20時頃には通常通りの流入量が受け入れられるまで回復をしています。

水道施設の被災状況につきましては、豪雨により水源の平賀内川に大量の雨水及び土砂が流入したため、取水施設が破損し自然取水が不可能な状態となりました。応急措置として水中ポンプを設置し動力取水に切り替えるまでの間は浄水処理ができず、浄水場配水池の水位が著しく低下したことから、16時30分頃に屋外放送により節水のお願いを発信しました。さらに、20時の状況では依然として水道水の供給量確保が厳しい状況が続いていたことから、町内公共施設6か所に簡易トイレを設置するとともに、改めて防災無線及び町公式LINEからトイレやシャワーの使用制限の協力をお願いいたしました。その後、取水の濁度が下がり、浜頓別町から給水協力を得たことで、21日朝には一定程度の使用制限を解除できる見込みとなり、6時にはトイレ使用制限の解除を情報として発信を

し、18時頃になって浄水場配水池水位が低水位状態を脱したため、その他の水道使用制限も解除しました。水道水の安定供給を確保するため、浄水場配水池の水量が通常値になるまで節水のお願いをしたところであります。

被災した施設の状況につきましては、発生した濁流によって土砂流入を防ぐ取水設備の一部が消失しており、新たな設備を制作・設置を行う必要があることが判明しました。本復旧までには時間を要することが見込まれるため、取り急ぎ仮復旧の準備を行っています。今後同様な災害が起きた場合の対処方法、広報手段について、今回の事象を検証した上で施設点検、対応マニュアル作成を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 引き続き、教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（大島 朗君） おはようございます。教育行政報告を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

未来への挑戦「ハワイ英語研修」事業についてご報告申し上げます。令和7年8月5日火曜日から12日火曜日まで、6泊8日の日程でハワイ英語研修を実施しました。この事業の目的は、第1に、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ること、第2に、異文化に触れ国際的な視点を身に付けるとともに、短期間でも外国で過ごし、我が国の文化を見直す機会の提供を行うことにあります。

今年度は中学生12名の参加によって実施をいたしました。生徒たちはこの事業をより効果的なものとするべく、異文化理解の深化や英語環境下での実践的な英語力の必要性など3回の事前学習を積み重ねて臨みました。ホノルル滞在では観光や博物館などの見学、3日間に及ぶホームステイを経験しました。参加した生徒からは、「テレビで見ることではなく直接体験し、自分の意志で伝えることの大切さを学んだ」「入国審査で英語で質問されて予想以上に英語を使うことを意識した」という感想や、ホストファミリーでのホームステイでは「オールイングリッシュの生活ができた」ようで、周りのサポートなしで買い物や昼食の注文、自分の課題解決、観光客との世間話ができていたようです。ホームステイの3日目に生徒1名が発熱のため、病院を受診し医師の診断によりホテル療養をして引率者1名とともに1週間遅れの帰町となりました。

研修事業で得た学びや今回の経験を今後どのように活かせるのかという事後学習を行い、11月の町民文化祭でその成果を発表する予定しております。

以上でございます。

○議長（星川三喜男君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第3号

○議長（星川三喜男君）　日程第6、報告第3号　令和6年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者より内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君）　報告第3号　令和6年度中頓別町健全化判断比率の報告について、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君）　長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾　享君）　おはようございます。それでは、報告第3号　令和6年度中頓別町健全化判断比率の報告をさせていただきます。

議案1ページを御覧ください。報告第3号　令和6年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため、算出されません。実質公債費比率につきましては、前年度同率のマイナス0.3%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費比率の遞減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君）　質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みとします。

◎報告第4号

○議長（星川三喜男君）　続きまして、日程第7、報告第4号　令和6年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者の内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君）　報告第4号　令和6年度中頓別町資金不足比率の報告について、同じく長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君）　長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾　享君）　それでは、報告第4号　令和6年度中頓別町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

4ページをお開きください。また、報告第4号につきましては、正誤表を提出しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。報告第4号 令和6年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見を付して報告する。

特別会計の名称、中頓別町国民健康保険病院事業会計、中頓別町水道事業会計、中頓別町下水道事業会計、いずれも資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎同意第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてご説明を申し上げます。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所につきましては枝幸郡中頓別町字中頓別、氏名は小倉弘さん、昭和54年1月17日生まれの46歳であります。

裏面にあります候補者の略歴をご参照いただきたいと思います。小倉さんにつきましては、今申し上げましたとおりの年齢でありますけれども、浜頓別高等学校を卒業されてから郵便局のほうのお仕事を長くされ、昨年12月で退職された後、自営業となられております。教育委員会委員といたしましては、平成30年1月にご就任をいただきまして、これまで2期お務めをいただいているところであります。改めて教育委員に最適任であるということで判断をしておりまして、3期目の委員をまたお願いをしたいというふうに考えております。

この件につきましてご同意を賜りますようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星川三喜男君） 起立多数です。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（星川三喜男君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号6番、細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号6番、細谷でございます。それでは、通告に従いまして1点、地域資源を活用した着地型観光の推進について質問させていただきます。今日は着地型観光の推進と題しまして、大畠山の活用方法について行政側と議論を交わしていきたいと思いますので、行政側の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、発言事項に入ります。私は、中頓別町の知名度を向上させ、移住者、観光客、ファンを増やす取組を進めていくには、地域資源を活用した着地型観光の推進に着目する必要があると思います。北海道経済部観光局の調査では、令和5年の南宗谷4町村の観光入り込み客数は、多い順から浜頓別町が37万3,000人、枝幸町が20万7,000人、猿払村が12万4,000人、中頓別町が8万6,000人と本町が最も少ない現状となっています。過去10年間を比べても本町は毎年およそ5万人から8万人の入り込み客数で推移しており、南宗谷4町村の中でも最も少ない状況となっています。したがって、本町のすばらしい地域資源を活用した着地型観光の推進を図る必要性があると考えます。

本町の地域資源として、ピンネシリ山、鍾乳洞、大畠山、寿スキー場、兵安川の砂金等が挙げられますが、この中でも大畠山が観光名所の穴場スポットとなっていて、山頂にある木製の2階建てあづまやを兼ねている展望デッキからは、中頓別町の町並みや牧草地を見渡すことができ、とても秀逸で眺めがよいとされています。しかし、大畠山展望台の工事は幾度と行われていますが、現状ではテーブルや椅子などが劣化して使用できる状態ではなく、さらに展望台までの林道の途中にはコイの池もあるが、フェンスも古くなり、危険な状態となっています。町長は、地域資源を活用した着地型観光の推進について、それに伴った大畠山の今後の活用方法についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の地域資源を活用した着地型観光の推進に関するご質問にお答えを申し上げたいと思います。

本町の観光入り込み客数は、宗谷地域において最も少なく、さらに全道的にも少ない自治体の一つとなっています。当町の観光を推進するべく平成29年度に中頓別町観光振興計画を策定し、設立した一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローを通じ、体験型の観光コンテンツを整え、本州在住者やインバウンドなどの比較的裕福で遠方から来訪する観光客を対象とする着地型観光の推進を目指してきました。しかしながら、令和元年度の新型コロナウイルス感染症拡大を契機に観光スタイルの変化があったことから、当町の主な観光客を近隣の居住者とするマイクロツーリズムに変更し、まずは道の駅や温泉を中心としたピンネシリエリアに来訪いただき、中頓別町を広く知っていただく施策を実施しているところであります。

その上で大畠山展望台につきましては、訪れる方が自然の中で当町の市街地を眺望できる施設として維持管理を行ってきているところです。令和5年度に路盤の改修工事と転落防止柵を修繕しましたが、展望台内の設備のほとんどが木製があり、ベンチやテーブル、展望デッキは経年劣化から腐食が進んでいます。特に展望デッキについては、階段の腐食により立入りを現在禁止しており、残念ながら展望デッキからの眺望を堪能していただけない状況となっています。

このような情勢ですが、今後は大畠山展望台をはじめ町内に点在するそれぞれ魅力的な観光資源を活用した着地型観光の実現可能性について現観光振興計画の計画期間終了後を一つの目安として、改めて考えていく必要があると認識をしているところであります。その際に町内各施設それが当町の観光推進に及ぼす影響度合いや施設の整備、磨き上げ状況、運用の持続性、また道内における観光スタイルの情勢などを鑑みながら検討する必要があると思っています。町内各施設は、開設、設置から年数が経過し、大規模な修繕が必要になっている状況であり、ピンネシリ温泉や鍾乳洞は現在改修工事を実施しています。当町の観光を推進するためにも点在する観光施設の有効活用や新たな観光資源の発掘にも着手する必要があります。それぞれの施設に必要な改修や修繕について当町の観光推進に及ぼす影響度合い等を踏まえながら、順に実施していくべきと考えています。

なお、令和7年8月に兵知安川砂金体験場と道の駅間で周遊キャンペーンを試験的に実施し、一定数の効果を確認しました。この結果を踏まえ、今後は周遊先の追加やキャンペーン期間の選定など、観光客の増加や満足度向上につながる施策を立案していくことを考えています。行政の担当部署となかとんべつ観光まちづくりビューローを中心に、町議会や観光協会、商工会の方々の知見もいただきながら施策を協議し、実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただき

ます。

まず、着地型観光とは、地域住民が主体となり、地域の観光資源を発掘し、一つ一つの旅行商品として取り上げていく集客型のビジネスであり、その土地ならではの体験や交流ができるのが着地型観光の特徴です。それでは、行政側の答弁要旨の中から何点かご質問させていただきます。1番目、観光スタイルをマイクロツーリズムに変更し、まずは道の駅や温泉を中心としたピンネシリに来訪していただき、中頓別町を広く知っていただく施策を実施しているようですが、私はなぜこの夏場の観光シーズンに温泉の改修工事を実施したのか理解できません。狩猟関係で大体毎週土曜、日曜は道の駅周辺を私は通りますが、キャンプ場のテント数が例年に比べると異常に少ないように思われます。これは、やはりキャンプ予約の段階で温泉の風呂が使用できないための影響と思われますが、ピンネシリに来訪していただき、中頓別町を広く知っていただくのであれば、この改修工事の時期が私は理解できません。そこで、この工事の実施時期の関係と、分かれば道の駅の今年のキャンプ場の使用状況をお聞きします。

2つ目、大畠山の展望デッキについては、階段の腐食により立入りを現在禁止しており、残念ながら展望デッキの眺望も堪能していただけない状況となっているようですが、安全管理について指摘いたします。私も毎朝池のコイに餌をやりに展望台まで上がりますが、現在はまだ階段の下のほうにピンクテープを張って危険を促しているようだが、あの状態では小さい子供は上がれないが、大人であれば展望デッキの階段を1枚剥がれているだけなので、高さ的には約30センチぐらい、私は毎日行くので、ピンクテープの位置が分かるのだけれども、今朝行った段階では2本高く張っていたやつが1本は下に下がっています。これは、間違いなく私は誰かが上ったなど。あれはまさしく安全上危険な状態です。前に役場に来たときに矢部課長からお話を聞いたように、階段破損によりけが人が出ているのであれば、今後再度事故などが発生しないようにその内容を書いた看板を設置するなどの徹底した安全管理に徹することが必要でないかと思うことと、展望デッキも木製でできている建物であるが、今後ベンチとテーブルの経年劣化により建物が崩壊するがないのか、この辺をお伺いしたいと思います。

3番目として、令和7年8月に兵安川砂金掘り体験場と道の駅で周遊キャンペーンを試験的に実施し、一定数の効果を確認したそうだが、この周遊キャンペーン、私は知らなかつたので、実施内容とどのような形で一定の効果を上げたのか、確認をされたのかお伺いいたします。

それでは、これからが一番大事なことなので、町長、よく聞いてください。最後に新たな観光資源の発掘にも着手する必要がありますと答弁をいただきましたが、何かばかなことを言っていると思いますが、これからの中頓別町の私なりの着地型観光について述べますので、商工観光担当の矢部課長と町長にご答弁をいただきたいと思います。ピンネシリの道の駅のキャンプ場ですが、何年か前、私の札幌市の友達がこのキャンプ場を利用したそうですが、まず国道に面しているので、夜は車の通りがあり、あまり疲れなかつ

たことと札幌方面から来ると焼き肉ハウスと書いてある看板があったそうで、どこを探しても焼き肉ハウスなんてなかったよと私に連絡をくれました。私も地方へ行って物を探すときに看板を確認します。ないものは消すべきではないかと私は思います。

そこで、私は今後の中頓別町の観光を考えるのであれば、大畠山展望台を拠点としたキャンプ場と展望台までの散策路を今後考えていただけないか述べさせていただきます。今の大畠山の展望台までの車のルートは、これお金がかかるからみんなには持ってこなかつたのですけれども、展望台の下にはすごい草地があります。大変キャンプ場にはよいところです。上駒の石黒さんの牛舎を過ぎて展望台を上がるには、真っすぐ行って200メートルぐらいで左に切るのかな。曲がって上がっていくのですが、これを真っすぐ行くとキャンプ場にできるような草地があります。草地があり、自然豊かな点在しております。また、キャンプ場に必要な水は、牛舎の近くまで水道来てますので、水道掘るにもそんなに私経費はかかるないと思います。それと、大畠山が109メートルなので、私はキャンプ場から斜めに散策路を造つていけばそんなに苦になくあそこの山は上がれると思います。これは昔の話ですが、私の亡き父親が大畠さんから大畠山を引き継いだとき、町民の皆さんのが大畠山から中頓別町を一望でき、簡単に行けるように私に言いました。頓別川につり橋を架けるかと。それは私は無理だよと言っておきました。今でもそう言ったことを思い出します。

私は、中頓別町観光地域づくり振興計画が2026年で終わりますが、今後大畠山展望台の近くにキャンプ場をつくり、大勢の地方の方々がキャンプに来られて利用していただき、散策路で展望台に上がり、中頓別町を一望していただき、帰りは展望台までの車のルートが林道があるので、その道を使ってコイの池まで下がつていただき、そこで自然に生きているコイを見ていただき、キャンプ場に戻つていただくような着地型観光を考えていますが、ご答弁をいただきたいと思います。

ちなみに、このコイの池は、林道工事をやっているときにうちのおやじが今日から3日間ぐらい仕事しなくてもいいから、池を掘れということで池を掘つて、3日後に芦別に行ってこいよ、コイ頼んであるからって。たしか四、五十匹入れたと思います。ちなみに、今はうちの会社で管理していますが、冬の間も自然の状況で置いても問題ありませんし、コイの数は増えています。管理的には難しいものではありません。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 今の細谷議員の質疑についてお答えいたします。答弁漏れがありましたらぜひご指摘ください。

まず、着地型観光におけるマイクロツーリズムについてということで、温泉の改修時期がなぜこの時期になったのかという点と道の駅の状況についてお話を申し上げます。温泉の改修時期につきましては、今年の3月に入札を行いまして契約をいたしました。その時点で約半年間の工期があるということで事業者さんのはうからのお話があり、現在工事を

行っている最中でございます。今年の1月末で温泉の営業は終了しておりますが、その時点でもボイラー等々の設備機器には長年の利用、経年劣化によりいつ止まてもおかしくないという状況ですので、こういった時期に工事が行われているという状況ですから、議員のご指摘のとおり、夏の一番繁忙期の時期に工事を行っているというのは担当としても非常に心苦しいですけれども、今後の安定的な営業、運営を行う上でどこかで必ずこういった改修工事を行う必要がありまして、当地は冬期間コンクリート等の工事がなかなか難しいという地域的な要件もありますので、今年の夏に限りましてはこういった形で工事を行っているということになります。

あと、道の駅の状況につきましては、令和7年度の4月から7月までの状況でございますが、昨年度の同時期と比べましても同数で推移しております。道の駅の見込み利用人数といたしましては同数でございますが、売店としましては少し落ちている速報値が来ております。あと、キャンプ場につきましても去年の同時期に比べまして、7月までの数字でございますけれども、約70%弱の利用客数になっておりますので、議員のご指摘のとおり、温泉の改修工事が影響しているものということも感じているところであります。あと、今年は雨で、少し天候が去年に比べて悪いということがありますので、そこも影響しておりますが、道の駅のスタッフにも確認しておりますけれども、肌感としてやっぱり温泉がないとその場でキャンセルされるという方もいらっしゃるので、少なからず影響があるというところでございます。ですので、ピンネシリのヴィレッジファームとの一体関係としてはやはりキャンプ場と温泉というものは関連性があるなというところは感じているところでありますから、温泉の工事につきましては10月中旬に改修が終り、11月にオープンする予定で今事業者さんと調整して動いておるところです。よほどの弊害がない限りそのスケジュールで動くようなお話をしていますので、そこに向けて改修工事を安全に進めていきたいというところを事業者さんと協働してやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、大畠山の階段腐食について、安全管理が現在立入禁止のピンクテープを張っていますけれども、不十分でないかというご指摘についてはおっしゃるとおりかもしれませんので、今後すぐに対策していきたい、看板等を設置して立入りができないような施策を行いたいというふうに考えています。

あと、周遊キャンペーンの実施内容につきまして、こちらはSNS等で道の駅砂金掘り体験場、こちらのほうでポスターを貼り、SNS告知を行いながら期間限定的にやりました。8月1日から8月24日の砂金掘り体験場オープン期間に合わせて、砂金掘り体験場に来たお客様には道の駅で1,000円以上で100円が割引になる割引チケット、道の駅のお客様には砂金掘り体験場500円が400円になる割引チケットをそれぞれ配付し、それぞれ立ち寄りを促すような案内をしてキャンペーンを行ったところです。砂金掘り体験場で私も人手不足もありまして手伝いに何回か行きましたけれども、受付をする際に道の駅のスタッフにコテージの宿泊チェックアウトした際に勧められて、予定になかっ

たけれども、立ち寄ったのだとか、逆に砂金掘り体験場の受付をしたときに道の駅でソフトクリーム等々の飲食できますので、ぜひ立ち寄ってくださいということで、ピンネシリ岳を挟んで真裏に位置しているそれぞれの施設ですけれども、何とか町内の滞在時間を増やしていただくような施策として試験的に今回行ったところ、20人以上のご利用があつたので、一定数の効果があつたというふうに評価をしているところです。来年度は、もう少し町内の施設を増加させて、ただしそれぞれの施設にスタッフのオペレーションが増えないような形で実施できるような方法を模索して実施していきたいというふうに考えているところです。

あと、これから観光について、キャンプ場の現在の騒音問題ですか、あとバーベキューハウスの看板設置、こういったところもご指摘のとおりだというふうに考えているところです。特にバーベキューハウスを含めて町内の各道路、施設の脇に設置してある看板につきましては、老朽化が激しくなかなか読み取りが難しかったり、ちょっとさびが発生したりですとか、看板としての機能を十分に果たしていないところもあるかというふうに考えています。ピンネシリのオートキャンプ場の看板につきましても少し破損状況がひどいと思いますので、ここら辺は予算との兼ね合い等もありますけれども、看板設置の有効性もそれぞれ評価しながら、修繕するものは修繕していく、撤去するものは撤去するというふうなところをいろいろ検討していきたいというふうに考えているところです。

なお、今細谷議員の質問の中ではなかったのですけれども、以前看板につきましては長谷川議員のほうからも道の駅の看板設置の位置についてご意見やご指摘をいただいておるところでございますが、そこにつきましては先日開発建設部のほうともお話しして、何とか移設等々、新たな設置等々も、担当者レベル同士ですけれども、検討協議をしているところであることを申し添えます。

あと、大畠山の展望台までの散策路とキャンプ場の設置というところですけれども、先ほどキャンプ場につきましてはやっぱり温泉とセットが利用客として利便性が高いこともありますので、新たなキャンプ場の設置というところにつきましては、本当に有効かどうかというところもいろいろな方のご意見もいただきながら検討すべきかなというふうに考えているところでございますが、大畠山の展望台につきましては、今町内の利用というのがなかなか少ないかなというふうに担当としては評価しているところであります、ここを生かすためには、景色を見て、すてきだというふうな思いを持っていただくのは確かに重要なのですけれども、あの施設、町内の商店や観光施設とどういうふうに連動させていくかというところも重要だというふうに考えますので、どういうふうに大畠山の展望台を活用していくべきかというところはしっかりと検討していく必要があるかなというふうに考えております。そこで町内のほかの観光施設との優先順位、どこがお客様がご利用いただいて観光の影響度合いが高いのかというところもしっかりと判断しながら、それぞれ適切な対策を施していきたいというふうに担当部署のとしては考えているところあります。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今基本的に矢部課長のほうから説明したとおりというふうに思いますけれども、1点目の温泉の改修の時期が繁忙期にかぶった点については、私としても本当に残念な思いを持っております。ただ、説明にあったとおり、老朽化、施設の限界を判断した時期やこれを改修するために必要な工事期間、そういったことなどを総合的に考えた上で、この時期にやらなければなったということあります。ご理解賜ればというふうに思います。その分リニューアルして以降、その活用に向けて最大限の努力を図っていくようにしていきたいというふうに思います。今客室等についても既定の予算の範囲の中でできるところを模索をして進めていこうとしているところでもありますので、また再開後の活用というところでご注目をいただければというふうに思います。

あと、最後のご質問も私の答弁も求められておりました。基本的には矢部課長答弁したとおり、これから総合的にこれから観光振興に向けて各資源の可能性、新たな資源の発掘、それらを活用して、どういう観光を推進していくかというところを考えていこうというところであります。今議員のご意見についてもその中で検討させていただければというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 失礼しました。

大畠山の展望デッキにつきましては、下から7段目の階段のところが腐食で階段が外れている状況です。安全管理につきましては、なかとんべつ観光まちづくりピューローに維持管理についての業務委託をしておりまして、草刈りや施設の維持管理、そういったところを目視とあと作業のほうで行っているところでありますけれども、毎日見ているというふうな業務にはなっておりませんので、少し時間が空いた中にそういった階段の破損が発生したというふうにこちらのほうでは考えているところです。木製品なので、一部の階段が抜けたということはほかのところも抜ける可能性が十分に考えられるということと、あと担当として現地のほうも見ておりますけれども、ほかの階段のところも同じような腐食というのが発生していますので、総合的に判断して利用いただかないほうが安全面としていいというふうに判断して今のところですが、立入禁止の対策として少し不十分なところがあるというご指摘はもっともですので、そこはきちんと実施していきたいというふうに考えているところです。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） では、再々質問させていただきますが、今後のことちょっと検討してもらえるということで喜ばしい言葉をもらえたのですけれども、それを踏まえて再々質問させていただきます。

私も春から住むところが国道縁に移りまして、今家庭菜園やって、朝と晩水やったり、

夜もハウス閉めたりしていますが、この頃何か夫婦で散歩している方や若い人がランニングしているのが朝晩特に見かけるようになりました。そこで、町長に伺います。町長は、マラニックという言葉を知っていますか。マラニックとは、マラソンとピクニックを組み合わせたスポーツで、ランニングを楽しみながら観光やグルメを楽しむことができ、参加者は特定のテーマを決めて自由にコースを選び、走ったり、歩いたりしながら、休憩を取ったり、食事をしたりすることができます。特に私みたいに太った人のダイエット目的ではお勧めで、リフレッシュしながら運動を楽しむことができます。マラソンって聞いたら何か参加したくないなと思うけれども、マラニックだったら参加できるかなという人は私は多くいると思います。私は、もし大畠山の工事が実現するのであれば、このマラニックを大畠山展望台を使った中頓別町の一大マラニックスポーツとして地方の方々を中心に呼び寄せたいと今会社の従業員と考えています。ちなみに、マラニックは、全道各地の市町村で実施されており、第3回かみすながわぐるっと紅葉マラニック、これは10月11日土曜日に開催されますけれども、うちの会社から若いやつが1人7キロに出ると言っていますので、そういう観光地を整備してのこういうスポーツイベントも私はちょっとできるのかなと思うのですけれども、その辺、何を考えているのって言われるかもしれないけれども、ちょっと町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） マラニックは、普通のピクニックよりも走ったりとかいうところで、体力を使うスポーツかなというふうに考えております。軽スポーツって言つていいのかもしれませんけれども、それらがどれくらいこの地域でされる方がいるかというところはちょっと想像がつかないところがあるというふうに思います。ちょっと勉強させていただければと思います。

ただ、いずれにいたしましてもこういった取組をやっていく上で、今観光のイベントなんかも担い手の課題というところで続けていくのがだんだん難しくなってきていて、どちらかというと絞ろうという傾向なのではないかというふうに思います。そういう中で、地域の方もいろんなイベントを期待しているというところももちろんあるので、こういう観光施設の整備とイベントをどんなふうに組み合わせていける可能性があるのか、その辺りも含めた検討をさせていただければというふうに思います。あまり前向きな答弁になっていないですけれども。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、今後よろしくお願ひいたしますということで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受付番号2番、議席番号5番、宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 受付番号2番、議席番号5番、宮崎です。今回は1問事前に通告させていただきました。今回は、災害時などの情報発信等についてということで、先ほど町長の行政報告にもありました先日発生した大雨の状況を踏まえて、情報発信等の改善の余地などについて伺いたいと思います。

8月20日、本町にとって記録的な大雨となり、特に旭台地区では道路が川のように冠水する状況がありました。大雨洪水警報に加え、土砂災害警戒情報が出され、20日の午後2時21分までの1時間では43ミリと統計開始以来中頓別町で最も激しい雨になったことが報道されましたが、4年前の2021年8月7日には1時間に約90ミリという記録的短時間大雨情報が全国ニュースで伝えられたことも記憶に新しいところです。過去には大雨に人為的な要因も重なってあかね団地の一部が床上浸水した例もありますが、今回の大雨は雨量全体としてはどの程度であったのか。被害の確認や警戒レベルではどの段階に当たる状況であったのかについても伺います。

今回の大雨に対する警戒情報や節水の呼びかけは、防災無線等で行われておりましたが、節水要請の解除とともに、引き続きの節水をお願いされて困惑するであるなど内容が分かりづらい、情報発信が少な過ぎて正確なことが分からず、それならもっと早い段階からより強く呼びかけることもできたのではないかなどの声が上がっている印象であります。予報段階でも大雨になることはある程度予想されていたように思いますが、どのような想定であったのか。

情報発信については、これまで既に大雨や大雪になっているのに突然防災無線から放送があって夜中に驚くであるとか、食中毒警報のほかにも町内で流行している感染症等があれば伝えてほしい、熊の出没などに関しても伝えるべきではないかという指摘もあります。この点について、今回の大雨ではホームページに情報がない、防災無線の放送も途中から聞こえなくなったり、中には全く流れていないところもあったり、LINE、インスタグラム、フェイスブックの活用においても情報に格差があることが確認されています。本町では、このSNSアカウントが乱立しているように思いますが、町関連のアカウントは実際幾つあるのか。それぞれ公式と位置づけているアカウントにできる限りリンクさせるなど、閲覧の利便性を高める工夫も必要と思われますが、この点についてはいかがか。

また、今回広い範囲で道路や草地などが冠水となった旭台地区では、中学校の体育館や旭台会館が避難所として位置づけられておりますが、洪水時の高台避難所としての機能にも改めて疑問が生じるところです。確かに旭台周辺の海拔は高いですが、中学校付近はの中でも比較的低く、周囲の高台から水が流れ込む高台の中の低地と言えるのではないでしょうか。加えて、主な排水経路が道路の側溝であることやそこに落ち葉などが詰まりや

すい環境からも周囲から孤立する可能性を感じます。中頓別学園の建設地としても災害に對しては中学校のほうが安全とされていましたが、ハザードマップどおりとはいかな実際の水利の状態などを踏まえた想定の必要性、防災無線やSNSによる情報発信、住民周知の方法などにも改善の余地があると考えられることから、今後の対策や見直し等の対応についてはいかがお考えか伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の災害時などの情報発信等についてのご質問にお答えしたいと思います。

8月20日の大雨につきましては、大雨洪水警報と土砂災害警戒情報の発表を受け、頓別川、兵知安川は警戒レベル3、平賀内川、知駒内川はレベル4となりました。1日総雨量は100.5ミリ、特に13時から14時には50ミリを超える短時間の大雨を観測し、これが局所的な浸水被害の主な原因と考えられます。

町の対応としては、警報発表前から避難所、町民センターでありますけれども、開設準備、在宅要支援者の確認、要支援者利用施設に対する声かけ、町内パトロール、水道施設の保全対策等を行いました。警戒レベル4の対応を取った河川に隣接する3戸には直接避難を呼びかけ、2戸3名が町民センターに避難されました。

節水要請は、断水リスクを回避するための措置として行ったもので、通常どおり使用された場合、断水による生活への影響が懸念されました。その日は大雨による取水施設の損壊が生じ、一時的に必要な量の水をつくることが困難となり、トイレの使用も控えていただく呼びかけでしたので、ある程度回復した時点で解除を行いましたが、浄水場配水池の水量が不足し、復旧状況が十分でなかったため、その後も引き続き節水をお願いすることにしました。情報発信に関しては、これまで経験したことのないような状況にあり、現場での対応に労力が割かれてしまい、十分な対応が取れませんでした。不明瞭な点があったことや発信が不足していたことを率直に認め、今後はより正確で分かりやすく改善を行い、一貫性のある情報発信を行っていくよう努めたいと思います。

天候の事前情報は、全ての災害（注意報を含む）は年間で300件以上あり、今回のよだなクラスに絞ってもそのうちの5分の1程度あり、町が独自にここから選択をして発信するかどうか判断するのは難しいところがあります。今回防災無線等の情報発信については、気象庁がJアラート等により自動的に発表された警報を基に優先順位の高い情報を発信するとともに、町ラインアプリを活用し、情報発信を行いました。情報内容の至らなかった点については、今後改善を図っていきたいと思います。また、防災無線設備については、町民皆さんの命を守る重要な情報を確実に届けられるよう機能点検も努めています。なお、夜間の警報につきましても町が制御できるわけではなく、国が配信するものとなっているところであります。

SNS運用につきましては、町公式アカウントはインスタグラム、フェイスブック、ラインで開設をしています。今後は、情報発信の総合的な運用ルールを策定し、町ホームページ

ージを基点とし、各ＳＮＳの役割や特徴に合わせ、情報連携により発信力向上を目指していきたいと考えています。現在災害時における発信はラインのみとなっていますが、今申し上げたことを踏まえた改善に取り組み、人命に関わる緊急的な情報を優先して発信していきたいと思います。

大雨による災害を想定した避難所として重要な中学校の周辺が今回のような事態になったことは、町民の皆さんに不安を与えることになったと思います。今後の防災対策として、旭台地区中学校周辺の浸水リスクについて内水氾濫メカニズムの解明に基づいた対策を検討することとし、当面は道路冠水抑制のための応急対策を講じていきたいと思います。

今回の事案を教訓とし、より安心して災害に備えられる体制を構築していかなければならぬことを強く感じているところであります。ハザードマップを基に内水氾濫等を含めた災害想定の精緻化をするとともに、情報伝達手段の強化、住民周知方法の改善など、総合的な防災体制の強化に努めていきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今回の大雨の状況を含め、何点か質問させていただき、ご答弁いただきました。その中で、まずは先月20日の大雨の状況についてお答えがありました。警戒レベルでいうと3から4で、4対応となった平賀内川と知駒内川に隣接する3戸の住民には直接避難を呼びかけ、そのうち2戸3名の方が避難されたということですが、この警戒レベルは5段階ということで、そのうち3からは市町村が発令するのです。また、警戒レベル4となると、高齢者等に限らず全員避難とされているかと思います。この点では全員ではなかったということで、そもそも警戒レベルとして市町村として発令をされたのかということもちょっとこの文面からは分かりません。この点、警戒レベルの発令ということではなく、警戒レベルと並行して設定されている警戒レベル相当情報というような対応だったのか、この点まず気になりましたので、再度伺います。

また、雨量に関しても1日の総雨量でいうと100.2ミリ、13時から14時の1時間で50ミリを超えていたということで、この辺りの1時間、2時間という中で約100ミリのうちの大半が降ったという勢いの雨であったということは間違いないと思うのですけれども、この点においても広く報道されていたのは質問内容にある14時21分までの1時間で43ミリという部分で、気象庁の観測データでもこれが最高であったと記録されていて、これが中頓別町の観測史上では過去最大ということになったわけでございます。その中で、1時間の中でもさらに短時間、最高到達点というようなものになるのかちょっと分からぬのですけれども、一時的には53.5ミリに達していたと町長の先ほどの報告の中にありましたが、これはどのように観測等をされているか。この点最初の質問の中で挙げています令和3年のときになりますか、8月7日に本町で記録された1時間90ミリという記録的短時間大雨情報と同じようなものになるのか。そうすると、この90ミリというものが本町では最高到達点というようなものになっているのか、この点についても再度確認させていただきたいと思います。

加えて、今も申し上げましたが、質問の中で近いところで過去の大雨についても挙げさせていただいたのは、今回の大雨だけのことではなくて、中頓別町でも長い歴史の中でこれまで最低でも20回以上はこういった大雨に見舞われているということがこれは令和2年の12月に策定されている中頓別町国土強靭化地域計画、この中でも分かりやすくまとめられています。本当にこの資料などを見て思うのは、昔は、今もですね、河川の整備であるとか治水というものが整っていないので、本当に今からすれば少量と思われるような20ミリ、30ミリというような降水でも大きな災害になっていて、その中でも例えば大正11年、昭和10年、今昭和100年で、本当に近いところでも90年前という大昔でありますけれども、当時はまだ中頓別村ということだと思います。それでも、本町でも住民の方が命を落とされる水害というものが発生しています。また、近年では温暖化の影響というのも少なからずあるとは思うのですけれども、これも質問の中で挙げている、またよく話題にも出てくる平成12年や昭和45年の大雨、今から25年前とか50年以前の大雨のほうが雨量としては150ミリを超えていて、当然被害も大きいのですけれども、こういった過去の例と比較して今回の大雨による被害の状況等というのは妥当な線なのかというところ、またそうではなくて、こういった大雨を経験しながら長く維持されてきた取水施設に今回ダメージを追ったということなどは、今回の降水規模からすると想定以上ということになるのではないか。この辺もう少しお答えいただけるかなと思っていたので、ここについても再度何かお答えいただけることがあればと思っています。

その次に節水要請の部分については、比較的分かりやすくお答えをいただいておりますが、これについてはそんな難しい話ではなく、ただ伝え方の部分だとは思うのですけれども、受け取る側からすると要請もお願いも同じことです。なので、例えば要請という形でどこかの時点で解除が必要な対応を取るのであれば、安定するまでは解除しないと。または最初からある程度長めの期限を切るであるとか、要請でなく最初からお願いというようなところにとどめておくであるとか、これは状況によって違うと思うのですけれども、やっぱり断水をしていない状態で例えば家の中でも災害用のトイレを使うとか、トイレの使用を控えるということはまずないと思いますので、今回のように町民の皆様が困惑するような状況のときにはということで今後も参考になればと思うところです。

次に、情報発信の関係です。まず、主に防災無線についての前段の部分、これもちょっと分からぬところがあります。恐らく注意報以上の天候の事前情報ということだと思うのですけれども、年間で300件以上あって、今回のようなクラスでも5分の1程度あるということなので、50件、60件ぐらいはあるということになると思います。でも、そんなに例えば放送とかってされているでしょうか。これは、中頓別町だけで年間これだけあるという認識でいいのか。特に今回のようなクラスというのがどこまでの範囲か分かりませんけれども、気象庁の関係、昨年1年分、ざっとしか見れていないのですけれども、例えば今回のような100ミリとか、1日50ミリを超える日もなかったように思います、昨年は。なので、例えば雨でいうと20ミリとか、10ミリ以上ぐらいからこれに該当す

るのか。この点も含めて防災無線の夜間の放送の制御であるとか優先順位と言われている部分、これについては恐らくこちらは防災中頓別ですから始まる男性の声の放送のことかなと思います。これについても夜間の警報だけが制御できないのか、町が独自に判断するのは難しいだとか、今回防災無線の放送やラインアプリのメッセージでは優先順位の高い情報を発信したということで、これは制御できる部分ということになると思うのですけれども、この辺もっと分かりやすい説明いただけるのではないかと思うので、できる、できないという判断についても改めてお伺いしたいと思います。

加えて、防災無線そのものについても、これがやはり全町的に情報を伝える最も有効な手段であるというのは間違いないと思いますが、これは配布当初からあったことだと思います。場所によって放送が流れていないところがあるということが今回もあったわけです。私自身が聞いた中でも部分的にぱつたり切れた放送が1度ありました。恐らく今回の放送の最初の放送の部分だったと思います。これがほかの場所では端末から全く流れてこなかったということもあったようなのですけれども、今回どれくらいそういうところがあったのか、ある程度把握できているのか。また、もともとの難聴地域というか、ふだんから聞こえづらいところというのは現状どれくらいあるのか、こういったところについてはどういった対応になっているのか。この部分以前にも伺いましたが、その後改善等されていているのか、これについても伺いたいと思います。

また、各家庭に配布されている戸別受信機、この設置状況についても改めていかがか。最初に全戸配布という形で配布されて、そのときも中には受け取っていただけないところもあるように当時も伺いました。だから、100%ということにはならないと思うのですけれども、それに近いぐらいの状況だったかなと思います。その後も特に町営住宅等の人の入れ替わりもありますし、一軒家等でも転入転出というのは当然ありますし、その中でこの受信機の受渡しというのはしっかりと行われているのか。中には特に拒否しているわけでもないだけれども、まだ受け取っていないというような方もいるようなことも聞いたので、例えばなかなかそこがうまくいっていなくて、予備の受信機が足りなくなっているというようなこともあるのか、この状況についても伺いたいと思います。

ちょっと長くなりますが、この情報発信の部分についてはSNS等の活用ということについても伺っております。ここで1点、最初の質問の中で公式以外も含めた町関連のアカウントは幾つあるのかというふうに伺っているのですけれども、お答えいただいているので、確認できていればお答えいただきたいと思います。

その上で、フェイスブック、インスタグラム、ライン、それぞれで公式アカウントを開設されているということで、恐らくこの順番、フェイスブック、インスタグラム、ライン、この順番で開設されたのではないかなというふうに思います。その中で一番新しいのが今年度からということになると思います。ラインです。この大雨に関して防災無線の放送内容と同じような送信がなされたと思います。この内容等については、この後の蓮尾議員の質問内容にも含まれているので、あとのことについてはぜひそちらでと思うのですけれど

も、例えば一番ユーザーが多いはずのライン登録者がまだ300人台とか、全体的な運用の関係については私自身も感じていることなのでこの点についても伺いたいと思います。

ホームページ含めてですけれども、今回の大震の関係でいうと、公式でそれぞれにリンクの貼付けのあるホームページとフェイスブックには情報がなかった。インスタでは部分的な投稿はあったかなというふうに思うのですけれども、防災情報については基本的に防災無線とラインということになっています。ラインの登録がなかなか増えないのは、登録したらいろんな情報がたくさん来てしまうのではないかと。私もそういう印象があって、登録済みの方からそうでもないよと内容を見せていただいて、最近登録したところです。なので、具体的に言えば防災無線の内容が文字になって送られてきますよというようなところをクローズアップすると、もっと増えてくるのではないかというふうにも思います。

ただ、この防災無線もラインもそれぞれに独立したものだと思うので、例えば防災無線ではちょっと扱いづらいと言われているコロナウイルスとかインフルエンザとか感染症の町内の流行状況、こういったものもラインならお知らせすることができるというようなこともいろいろあるのではないかというふうに思います。この点、ラインについては主に防災情報ということでこれからも運用されていくのか、この点も伺いたいと思います。

また、命を守るというこの一番大事な情報にもかかわらず、公式のツールで一貫されていないというのは、恐らくそれぞれが同じ部署で一括管理されているわけでもないからということもあると思います。主にということになると思うのですけれども、インスタグラムでいったら主に産業課とか広報を持っている政策経営課も入ると思うのですけれども、例えばフェイスブックでいうと最近教育関係の情報が多いと思うので、主には政策経営課、今でいうと教育委員会もメインという感じになるのではないかでしょうか。ラインは、防災情報ということになりますし、今年3月からホームページで掲載されている運用方針等に総務課総務グループ、これはホームページもそうだと思うのですけれども、このツール間での情報格差というのは絶対的になくしていただきたいと思いますので、より明確なお答えを頂戴したいと思います。

最後に、後半の部分です。ちょっと前段の内容とも重なるところではあるのですけれども、内水氾濫等を想定した災害想定の精緻化という部分になります。この点、排水溝の工事なども行われている中で、中学校前の道路が冠水するような状況が近年増えています。町は、特に市街地周辺に降り注ぐ水の流れが変わってきたということなのか、内水氾濫メカニズムの解明ということも挙げておられますけれども、すぐにできることはやったほうが多いのではないかというふうに思います。これも最初の質問の中で挙げておりますけれども、落ち葉による目詰まりのリスクというのはまずなくすべきではないかなというふうに思うので、中学校前の歩道にあるシラカバの木ですか、これについてはできるだけ早く撤去されたほうがよろしいかと思います。これについてもお伺いいたします。

それと、損壊した水源地取水口の状況です。これは今も知らない方のほうが圧倒的に多いのではないかと思うのですけれども、報告の中にもありましたけれども、取水口自体

は現状まだ復旧されていない。付近からのポンプアップによって皆さんのが水道水の供給が続いている状況。これについても対応が急がれる中で、応急措置、仮復旧、本復旧合わせて費用としては1,800万円ほどの費用を要するということで、議会運営委員会のほうに追加補正の日程等ご相談をいただきました。できるだけ早く進められるよう対応できればという点については協議されましたけれども、今後今回のような大雨が発生するたびに2,000万円近いお金を川に流すわけにはいかないと思いますので、そうならない対策、まずはスクリーンが流されないようにするであるとか、そういうことだと思うのですけれども、例えば今回私も現地ちょっと行かせてもらって感じたのは、水源地、上流等の伐採の状況、もう木が丸ごと流れてきたり、横たわっていたりということがすごく気になったので、この辺りも含めて、ちょっとたくさんありますけれども、再質問させていただきます。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課防災・行政デジタル化担当課長。

○総務課防災・行政デジタル化担当課長（市本功一君） ただいまの再質問に対して回答させていただきます。ちょっと数が多かったので、聞き漏らしがあると思いますので、ご指摘ください。

まず、レベルに関して、レベル4が出たのは知駒内と平賀内川、そこに関しては避難を誘導していますので、問題ないかなというふうに思います。レベル3に関しては、一般的には高齢者等避難ということで、あんまりこういう場で発言するのはよくないのかもしれないのですけれども、100ミリ程度の川であると、そもそもうちの雨量想定では450ミリ、450ミリ降った場合にどうするかという対策を立てています。なので、100ミリで頓別川、兵知安川が、兵知安川についてはちなみに480ミリなので、このぐらいはのみ込んでくれるという頭があったので、それであれば川の状況等を見て、要するにその川の周囲の人間を逃がすというところと、あと平賀内川が本当に、平賀内は実際低くて、100ミリである程度損壊して水が町の中に流れてくるよという想定はそもそもしてて、今回そこまで至らなかったというのもありますし、あかね団地にもしかしたら入り込むかなという可能性を感じて、パトロール等で川の状況を見て、場合によっては避難を出そつかなというふうに思っていました。そういう感じです。

あと、ちょっと飛び飛びになるかもしれないのですけれども、レベル4に関しては町からと先ほどおっしゃっていましたが、レベルに関するものは国が一切出しています。町から出すことはないです。町から出すのは避難をしてくださいという避難指示とか、そういうことです。なので、避難が必要だと感じたとき、レベル4が出ても、正直言って過去にもレベル4は何度も出ていますが、そこに至るような、川が崩壊するような事案はなかったので、慎重にその辺を見て判断をして、避難を出すか、出さないかというところを検討しているようにしています。そもそもレベル3が報道で出た時点で避難所等の準備はしていますので、今回は中学校が使えなかったので、中学校の話も後でしますけれども、町民センターを選択したというのと、大きな雨が終息したというところもあったので、そういう

のも相まってあのようになったのかなというふうに思います。

あと、過去の雨量と比べてということですが、過去の雨量で実を言うと記録でしっかり残っているのは121ミリが最高で、そのときはほぼ被害がなかった、農地なんかは一部冠水あるのですけれども、人的な家屋だったりなんたりというのはちょっとないかなというところで、残っていないところで、町の記録として残っているので最高が158ミリ、そのときは多くの家が冠水したり、床下浸水、床上というふうになっています。その頃とやはり川ののみ込み具合が全然違っています。私がここに着任したのは8年前に防災として来たのですが、その頃と比べても川の水位の上がり方は全然違っていて、最近はやっぱり警戒水位まで上ることは頓別川と兵知安川に関しては少なくなってきたいるのかなと感じますので、やっぱり過去は、特に昭和、大正時代にあったのは全く整備されていない中での災害ですので、そこと今はなかなか比べにくいのかなというふうにちょっと思っております。

あと、90ミリなのですけれども、あれは過去にあった90ミリの情報が記録的短時間大雨情報というものです。最近聞かないと思いませんか。実を言うと、当初と今ではちょっと発報の仕方が変わっています。大雨警報のちょっと上みたいなやつが出ているときしか発令できなくなっていて、ちょっと今減ったかなというふうなことで、これは解析雨量といいまして、雨雲レーダーとアメダスからコンピューターを使って割り出した数字をどんと発表するもので、実際の90降ったとき、そこそこ降ってはいるのですけれども、恐らく山間部で降ったもので、特に影響等はなかったのが事実です。なので、今その解析雨量がいきなりぼんと発令されることはないので、あくまでも警報の中でさらに増すよみたいな注意喚起みたいなものがあって、それで発信されるものと思っています。うちのアメダスは、旧中頓別高校、あの辺についているのがうちのアメダスで、そこでは正確な雨量を測れるのですが、その他についてはさっき言われたように解析のものがほとんどなので、今回の雨に関しても実際には43ミリというふうにあります。ちょっと推測でしかないのですが、平賀内川上流、水源地の上です、そこはもうちょっと降っているのではないかというふうな感じでいます。

防災無線がまず入らなかったということでは、実はその情報がうちには来ていない、入っていないという人も持っていないという人の情報もうちでは調べ切れていない部分があって、一応おおむね95%から97%の方が所持されていて、持っていないという人がどこで漏れたのかがちょっと分からないので、大体昨年だと3回ぐらい旬報でない方はお知らせしてくださいということと、音が聞こえなかったり、故障の可能性があるということに関してはすぐ連絡くださいということで告知していますので、そんなには数はないのですけれども、四、五件くらい連絡が来て、すぐ直すように準備しています。おおむねが電源が外れていたりだとか、電池で動くのだと思っていたみたいな感じで、電池だけ入れて、電池が切れてしまってみたいなことが多いのと、あと家の中の中央に置かれると、やっぱり窓際ではないと入らない家もあるものですから、中央でアンテナが畳まれてしまう

と入らないということもあるので、場所を移動されたりした方が入っていないよというのを受けています。

あと、突然音が切れるという状況は見られています。そこは今業者とも連携して調べているのですけれども、本来は防災無線の命令を受けて、戸別受信機が戸別受信機の中にあらデータをしゃべるだけなのです。だから、電波が行ったらそのまんましゃべるのですけれども、それが途中で切れるという事案が実は二、三件あります。それがいわゆるアイホンという会社で作った無線機なのですが、そこにメーカーに持つていて調べたりしているのですが、メーカーはそんなこと絶対あり得ないというふうに言つていて、でもあるのだということで再度調べるように話をしております。

放送の制御は、国の放送制御は一切できません。国が全部出すので、レベル3であろうが、4であろうが、5であろうが、全部国が制御しています。町では一切やっていません。それを受け、それと同時にラインを発信するのですが、実は自動電源にしたいのですけれども、やはりなかなかお金がかかるので、自動電源はできないので、職員が気づいたときに職員が入力して出すということになるので、ちょっとやっぱり、この間は構えていたので、すぐある程度早めに出せたのですが、今後については多分30分、1時間ぐらい誤差が出るのかなというふうにちょっと感じていて、なかなか難しいので、その辺はまた整理をして、自動で出せるようにしたいなというふうに思っているのと、ホームページに関しましても同じ原理で自動でホームページに載せるようなシステムを今ベンダーさんと話を進めているところです。

SNSは、公式と認めているというか、登録があるのは、あくまでも先ほど言ったフェイスブックと中頓別町インスタグラム、ラインだけとなります。ただ、報告を受けていないものでは何点か各課で独自にやっているものがあるのかなというふうに押さえていて、長寿園に関しては伺ったので、長寿園に関しては独自かなと思うのですが、その他については私のほうでは把握が、把握できていないという表現は、見たら分かるので、見ているのですけれども、ご報告くださいということで連絡しているので、今後その辺も含めてまとめて全体の町のSNSの運用に関するガイドラインをつくりまして、それに基づいてやるようというふうに整理をしていきたいと考えていますので、少しお待ちください。よろしくお願いします。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課参事。

○建設課参事（北村正樹君） 中学校前の排水、落ち葉がという話なのですけれども、もちろん既存の道路施設、排水というのをしっかり機能させるという意味では落ち葉の清掃だとか維持作業は、おっしゃるとおり、ちゃんと進めていくってという話が前段だと思います。中学校前も過去にも1車線近く、路肩ぐらいまで水が来ていたということで、何年か前に歩道の横、路肩に排水を設置して、そのぐらいの水ならのみ込めるというような対応の工事をしましたが、今回に関してはちょっとうちの設計の想定、設計している想定の雨量を超えている雨量が降ったので、ああいう事態になったということです。回答にもあり

ましたけれども、今後はできる範囲、できる中で早急に対応できるものがあればやっていくということで考えております。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課防災・行政デジタル化担当課長。

○総務課防災・行政デジタル化担当課長（市本功一君） すみません、1つ思い出しまして。

気象情報が年間300回あって、5分の1が今回と同じようなレベルのものだよということに対してですが、ちなみに8月に関しては合計で25回、20日より少しレベルの低いものと20日よりかなり上のものの情報を得ています。警報が出る前の情報なので、警報が出されてから今回出しているのですが、あれが我々的には最短で、その前の情報は持っていますけれども、今言ったように25回中1回しか当たっていないレベルのものとなります。それを全部発信するとなると、ご承知のとおりオオカミ少年効果が発動すると思っていますので、やはり危険な状態に本当になるのかというところを見極めて、それで事前の段階でも例えば台風が近づいてきたりだとか、はっきりこれは危ないって分かる部分では出すのですけれども、それ以外については出せないというのが正直なところで、これに関しても気象台と何度も打合せをして、その中で今回は出さなくとも大丈夫なのでという感じで今進めているのが実情です。だから、年間で300ぐらい余裕であるのです、同じぐらいの事前情報。それを全部出すとなると、ちょっと大変なことになってしまうかなと思っていますので、今までどおり警報が出るよという、警報が出るよというのが分かるのは5分とか10分とか前なのです。もしくは、何も知らないで出るというパターンが多いのです。町に知らされなくて、いきなりどんって出てしまうというパターンが多いのですけれども、なので気象の状況を見つつ、状況を確認してというふうな流れでやっています。

ちなみに、昨日もほぼ何も情報もなく夜中にいきなり警報が出て、ちなみに私今日一睡もしていないのですが、ああいう状況になると大体私が監視をして、気象情報をいろんなデータを引っ張ってきて見つつ、危険になつたら役場に上がって体制を整えていくというようなやり方を今やっています。

このぐらいでよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

北村建設課参事。

○建設課参事（北村正樹君） 水源地の取水の上流側の木、倒木だとかという話なのですが、水が引いてからドローンを飛ばして、1キロぐらいいたのですかね、それと

やっぱりちょっと不可視な部分もあったので、職員2人で胴つき履いて300メートルぐらいは行ったのですけれども、多分宮崎議員も見たとおり、取水のすぐ上流、あそこでが取りあえず問題があるかなというような認識で、その上は取りあえずは特に何かやるという必要は感じなかったというところです。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） まず、市本課長のほうから防災無線のことも含めて、気象の関係はちょっと難しいところが聞いていてもありますけれども、より具体的にお答えを聞いて、ある程度分かってきたこともあると思います。

中学校前の冠水の部分、水源地の関係は北村参事のほうからお答えをいただいて、状況少しだけ分かるところありますけれども、実際それでは中学校のシラカバの木どうするのだというところは町長か、教育長か、あれは景観というぐらいしか意味がないのではないかと思うので、場所的には中学校ですけれども、町長にちょっとお考えをこの点再度1点、毎年何か葉っぱが詰まっている感じがするので、本当にあんまりメリットがないと思いますので、この点再度伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、先ほどの質問に関連して少し答弁させていただきたいと思いますけれども、防災、こういった水害が起こったときの体制、職員の活動という点については、今回の災害もそうですけれども、大変職員よく頑張ってくれて、影響を最小限に抑えるというところで努力をしているというところをまず私のほうからお伝えさせていただきたいというふうに思います。

確かに水道のところ、下水道のところありましたけれども、早期の対応を図って、断水や、それから下水処理が不能になるというようなことに至らない体制を取っていたり、今市本のほうから話しましたけれども、災害が近づいた時点で総務課のほうで警戒態勢を取って対応していて、数が多い職場ではないので、その中で多くの職員が出動したり、待機をしたりという中で災害対策を取っているという点について、とはいえて許されるということではないので、万全な今後に向かっての体制を取っていくと。今後も今回のこと、改めて想定していないところがやっぱり多々あったし、ある意味ご質問のあったSNS体制についても、以前はなかった中で今は一般的に皆さんお使いになっているので、そういうツールの活用とかというところも新たな課題になってくると。全てのSNSでやるのか、ある程度防災に関しては絞っていくのかとか、そういったところも含めた議論が必要なのかなというふうには思っていますけれども、できるだけ一義的ではなくて連動できるような、そういうものを構築していくというところが今後の課題なのかなというふうに思っております。適宜発信する情報の精度、分かりやすさ、そこについては改めて、今回ちょっと私不在中の発災であって、副町長以下現場のほうに指揮をいただいた中の対応だったので、後から私も確認したところが多くあったかなというふうに思っていますけれども、そういった今申し上げたとおり今回の教訓として生かせるものは生かしていくた

いという考え方にしていきたいと思います。

それで、中学校のところの道路に関してでありますけれども、シラカバの落ち葉がかつて詰まったとか、そういうこともあったことはあったのですけれども、今回分かったのは中学校の上のはうから雨水が集まって、グラウンドの北側、旭台会館との間に間に集まって、それが道路下を通って排水されているということなのですけれども、あそこちょうど弥生線の工事がもともと農業用排水の整備をした後に整備をされておりまして、その際に道路下でどんなふうに排水するかというのがちょっと変わっていて、要は流れてきた水を道路で一回受けているのですけれども、もともとあった管の太さよりも細い管で受けている、そこがもともと想定した管、あるいは道路排水工をして増やした管、それに対応するような径の管に置き換えるということができれば、かなり改善できる余地はあるのかなというふうに思っています。その辺ちょっと改めて精査をして、必要な工事であれば取り組みたいというふうに思っています。あと、グラウンドとかも表面水で落ちてきている部分、それのみ込めていいところがあるというところもあるので、数年前に入れた側溝であったり、もともとの道路側溝、そこら辺を適切な流入量を考えて、ちゃんと雨水が落ちるようなことも考え合わせていきたいというふうに思っています。それでなおシラカバが大きく影響しているものであれば検討したいと思いますけれども、景観としてはとてもいい景観を形成しているので、まず今言ったような対策を先にこの辺のところを優先したいというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今町長のほうから再度答弁いただきまして、かなりいろいろ答えていただきました。本当にシラカバが邪魔していないということであれば切らないことが一番、撤去しないのが一番いいと思いますので、ちょっとその辺今後によると思いますけれども、先ほど市本課長のほうからもあったSNSのアカウントに関する説明がありました。町長からも今ありましたけれども、多分フェイスブックでいうと町関連のアカウントというのは、私が見た中では5件以上あるような気がします。インスタでいうと2件、3件以上は何かあるような感じもしますし、それは例えば保健福祉の関係だったり、教育委員会の関係だったりというところで以前つくられたもので、あんまり中には動いていないものとかもあって、これを削除するとか、そういうふうな整理をする必要があるということではないと思いますけれども、最低限それぞれの公式では同じ情報を災害に関しては共有していただきたいというところが町民の皆さんやっぱりどこでも情報確認できると、ホームページも含め、思うところだと思いますので、この点も含めて改善の余地あるところたくさんあると思いますので、ぜひ今後の対応等よろしくお願ひしますというところで、私の今回の一般質問については以上とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これにて宮崎さん的一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号3番、高橋さん。

○3番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋が2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、町立国保病院の診療所化のスケジュールについてということで、町は広報等で病院の診療所への移行について必要性を周知していると思いますが、今後のスケジュールについてどのように考えておられるのか。また、診療所化に伴う町民が受けられる様々な不便についてどう対応していくのか、入院や救急の対応などはどのように考えているのかを伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の町立国保病院の診療所化のスケジュールについてのご質問にお答えしたいと思います。

地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的見直しに関する今後のスケジュールにつきましては、10月頃までに今年度の委託業務の詳細な分析を行い、その後町民説明会や研修会などの実施を考えています。町民の皆さんのお見等をくみ上げながら、年度内に医療提供体制の方向性を決めていくとともに、実施時期についてもめどを立てていくことを予定しています。

病院から有床診療所に転換する場合、ベッド数や会計方法に違いがあつても診療体制等には大きな違いはありませんが、無床化する場合は入院先や救急搬送先を確保する必要が生じてきます。住民生活に及ぼす影響などを丁寧に検証するとともに、新たな仕組みについて検討を行っていくかなければならないと考えています。こうしたことを踏まえ、慎重に方向性を検討するとともに、大きな見直しを行っていく場合には丁寧な説明と激変を緩和する対策などを講じて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、2点ほど再質問をさせていただきます。

ここでは明確に有床、無床という説明はしていませんけれども、有床化でいけるというふうな考えはお持ちなのかどうかというのがまず1つ。私どもが見ている限り、例えば昨年の町立病院の会計自体は赤字決算しました。理由については一般会計が厳しい。今年度についてもそうでしょうし、来年度についても多分そうだと思うのですが、理由についてはもちろんいろいろあると思いますけれども、大きな理由としては例えば患者数の減少、やっぱり人口減に伴うものであったり、それから医師の不足、これは医師が不足すると出張医に頼まざるを得ない。これが多分経費的にいうと普通に医師を雇う倍ぐらいの経費がかかると。それから、看護師についても今派遣看護師が相当入っているのですけれども、これもざっくり言ってしまうと倍近くのコストがかかっている。それが経営の悪化につながっているのだというふうに私どもは理解しているわけですけれども、そういう観点からして、また前回、前々回ですか、一般質問で学園の建設の財源の話を私質問させていただきましたけれども、そのときにたしかこの病院の改革もその財源確保のための一環として考えているのだという答弁をされていたというふうに思います。そういう中で、いわゆる有床診療所に転換できるのかどうかということをまず1つお伺いしたい。

それから、仮に無床化するとしたら、ここでも私入院とか救急について伺いましたけれ

ども、無床化の診療所となると限られた診療科目、それから限られた検査項目ということになると、当然不便を感じる人たちがいるわけで、その人たちは近隣の町村の病院に、市町村というか、この辺であれば名寄市であるとか枝幸町であるとか浜頓別町とか、そういうところに通院しなければならないというようなことも考えられるわけですけれども、そういういった足の確保なんかも当然あると思うのですけれども、この2点をお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 有床診療所でもやっていけるのかというお話であるというふうに思いますけれども、基本的には基本構想として持っているのは無床化というのが基本になるかなというふうに思っています。ただ、無床化して様々なそれに伴う課題がクリアされて、町民に安心を提供できない状況でそれでも無理くり無床化することは基本的に避けなければならない事案というふうに思っています。無床化の前提是、やはり近隣の病院との連携が、後段の質問にもありましたけれども、入院とか救急を受け入れてくれる病院の確保があって初めて成り立つものだというふうに思っています。そういう条件が、課題とか整理されないその段階での強引な無床化はするわけにはいかないのではないかというのが基本的な考え方です。ただ、おっしゃっていただいたとおり、有床の場合なかなか現状と比べても大きく経費の節減ができるかというようなところがあります。無床化に比べてやはり間違いなく大きな経費がかかってくることは避けられないというふうに考えるところなので、目指すところは無床化した場合に様々な課題をクリアして、それを早期に実現していくということでありますけれども、それまでの過程の中での丁寧な進め方についてはしっかりやっていかなければならぬというふうに考えています。

学園の財源に対する部分として無床診療所にすると、ちょっと順番が違っていて、もともとこれは町の財政運営上も含めて、人口減少に見合って将来に持続できる医療提供体制と地域包括ケアをどういうふうにやっていくのかという、そういう論点の下で今の基本的な考え方方がつくられているので、そのために何が何でも無床化しなければならないと、そういうものではないというふうに私は思っています。

あと、無床化した場合の入院や救急の受入れの体制についてなのですけれども、やはりお隣の浜頓別町や名寄市立病院、こういったところと連携を図っていくというところが基本的な考え方になるというふうに思っていますけれども、浜頓別町のほうでも医師確保とか今大変ご苦労されているので、そういう協議をしにくい環境かなというふうに思って推移を見ているところもあります。いずれにしても、病院や介護施設の経営の分析をしっかりした上で、どういう論点で協議をしていかなければならぬかというあたりも整理をしながら、こういったことに取り組んでいく必要があるかなというふうに思っています。

あと、今国においても地域の医療構想等の見直しのちょうどタイミングになってきています。そういう動向もしっかり見極めていくということも必要かなというふうに思っています。国も基本的には病床の削減というふうな方向で進めているところでありますけれども、現状今公立に限らず医療機関の7割以上が赤字というようなことで、今後の診療報

酬がどのように再構築されていくのかというところもそういった中での大きな論点になってくるのではないかというふうに思います。そういった点なども十分踏まえた上で今後の方向性について丁寧に議論し、進めていくようにしたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君）　高橋さん。

○3番（高橋憲一君）　それでは、もう一点だけ、今この答弁にありますけれども、一応今年度内に方向性を決めるということありますけれども、例えば町民に対する説明とかといったようなもののスケジュールとか、そういうのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（星川三喜男君）　町長。

○町長（小林生吉君）　まず、今後進めていくに当たってですけれども、有識者のご意見なんかも受けいきたいというふうに考えています。そんな中で、住民の皆さんに地域医療の現状等を知っていただけるようなフォーラムとか、そういうものの開催を含めて広く町民の皆さんから意見を集めていかなければならぬというふうに考えています。通常行っている懇談会の中でも、「町長がおじゃまします」の中でも取り上げていきたいというふうに思っていますけれども、それ以外に住民の皆さんに説明する機会や意見を聞く機会を設けていかなければならぬかなというふうに思います。前回も保健福祉審議会や病院の運営委員会、こういったところにもご意見をいただきながら進めてきた経緯があります。十分だったかどうかというところもあるというふうに思います。そういった中で、可能な限りこういう審議会だけではなくて、住民の皆さんにもご参加をいただいて、将来持続可能な地域医療提供体制と地域包括ケア、これを実現する具体的な計画というものを丁寧に練り上げていくと。その上で一緒に向かっていかなければというふうに考えているところです。一応答弁の中では年度内に方向性を決めたいというふうに答弁させていただいているけれども、その点についても柔軟に考えていかなければならぬところがあるかなというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君）　高橋さん。

○3番（高橋憲一君）　ありがとうございます。2問目に移らせていただきます。

中頓別学園の児童生徒の確保についてということで、義務教育学校、中頓別学園が建設中なわけですが、町が取り組んできた子育て支援、少子化対策の効果についてはどのように評価しているのか。また、町内だけで予定していた児童生徒が確保できない場合、どのような対策を考えているか伺います。

○議長（星川三喜男君）　町長。

○町長（小林生吉君）　高橋議員の中頓別学園の児童生徒の確保について、教育委員会の関連もありますけれども、最初の答弁は私のほうで一括させていただきたいと思います。

子育て支援については、全ての子供の育ちのためにできることを考え、子育て家庭の悩みや課題、困難に寄り添い、支援する体制をつくり、妊娠、出産から子育て、教育まで切れ目のない支援を保健福祉課、教育委員会、認定こども園と連携を強化して、地域の子育

て支援の充実を図ってきたと思っています。保育料や給食費無償化の経済的な支援、子ども医療費をはじめとする町独自の給付制度、幼児期からの保育や教育の充実、母子保健などの相談支援など様々な対策を行ってきたところであります。こうした支援は、他市町村と比較しても手厚いものになっているというふうに考えています。

ただ、こうした支援だけで少子化に歯止めがかかるというものではなく、特にコロナ禍以降では全国的にも出生数の大幅な減少が顕著であり、本町も例外とはなっていません。本町においては、働く場所や住宅などに課題があり、若い世代の転入につながっていないこと、非婚化や晩婚化が進み、結果として出生数減少というような形に表れているというふうに捉えているところであります。いずれにしても、社会全体で未来に夢や希望を描くことができ、経済的、社会的な安定に支えられ、安心して結婚、出産できる環境を整えていかなければ解決しない大きな課題だというふうに思っています。今この町でできることを一つ一つ実現していく努力を積み上げていきたいというふうに考えています。

次に、義務教育学校、中頓別学園に通う児童生徒の確保についてです。本町においては、これまで町内の児童生徒数を前提に計画を進めておりますが、今後さらに児童生徒数の減少が進む場合も想定しなければなりません。その際には、まず町外からの転入や近隣地域からの入学希望を受け入れられる教育内容や学習環境の特色化を図り、中頓別学園に魅力を感じてもらえるよう今後も取り組んでいきたいと思います。特に幼小中一貫教育のメリットを生かし、児童生徒一人一人に寄り添った指導体制や地域の方と共に学ぶ新しい施設の魅力、地域と連携した体験活動など中頓別学園ならでは教育の強みを発信していくことが重要であるというふうに考えています。今後も教育環境の魅力をさらに広めて、中頓別町で子育てをしたいという方を一人でも多く増やしていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君）　高橋さん。

○3番（高橋憲一君）　それでは、1点だけ再質問で、これまで町が取り組んできた少子化対策ですけれども、これは本当に全国で比べてもほとんどトップクラスという非常にすばらしい少子化対策だと私も思っております。ただ、しかしながらそういうところの中で限界はあって、これは1つは社会構造という、私はそういうふうに思っていますけれども、これはいかんともしがたいということですけれども、ただ現実としては学校を建設して、一定数の児童生徒を確保しなければならないというふうに思いますし、そのために今おっしゃられたように教育内容や学習環境の特色化、これがどういうことを考えて、それをどういうふうに外に向かって効果的に発信していく考え方があるのかというのをお尋ねします。

それから、今現実に行われている、先ほど教育長の行政報告にもありましたけれども、ハワイへの語学研修、これも聞くところによると財源の問題があるのではないかという話もありますので、これも今後どうなるのか、この2点お尋ねします。

○議長（星川三喜男君）　大島教育長。

○教育長（大島　朗君）　ただいまの学園の児童生徒の確保についての再質問についてお

答えしたいと思います。

教育の魅力をどう発信するかということ等の状況について答弁を申し上げたいと思いますけれども、現在学園でのホームページを開設をしておりまして、開設して1年ぐらいになるのですけれども、閲覧数が5,000弱になっています。関係者ももちろん見ていましたけれども、かなり注目をしていただいている状況かなというふうに思っています。その状況から、町外の方から中頓別学園というのはどういう施設なのか、どんな教育を行うのかということについて問合せや視察の依頼を受けるところもあります。具体的には省略させていただきたいと思いますけれども、現実にこここの地域で子育てをしたいという方が若干名今のところ出ているというところと、また教職員の異動についてもここで教育に関わっていきたいという方も、魅力を感じいらっしゃる方も実際にいらっしゃるということで、そんなことを地道に口コミも含めて、SNS等も含めて発信をすると。もちろん町民の皆様にも現在どうなっているということを毎月のお便り等でも状況について報告をさせていただいているところであります。そんなことで時間をかけながら、他地域でも魅力のある教育を発信しているところに移住も含めて状況が変化しているというところもありますので、そういう先進的な、先導的な地域の取組も参考にさせていただきながら、中頓別町ならではの教育のよさをぜひ広く発信をし、理解を深めていきたいというふうに考えております。

2つ目のハワイの語学研修についてですけれども、先ほどもご報告申し上げたとおり、私も今回行かせていただいたのですけれども、これが中学生の多感な時期に行けるということの魅力を改めて感じてきました。カルチャーショックというか、価値観が変わるぐらいの状況があります。他地域でも高校生が海外にだとか行くことも取り組んでいることもありますけれども、英語という、町で取り組んでいる自然体験とともに、英語の魅力ということでグローバルな人材ということと、子供たちが町外に出たときに自信を持って中頓別町で学んだことを生かしたそんな社会生活を送れるということも大事ですし、その上で中頓別町のよさ、魅力を感じるということも大事なのかなというふうにも思っております。ある機会に町内出身の方に、小中高校生のときに一番記憶に残っていることは何なのかということで話題になったことがあったのですけれども、このハワイの英語研修のことを真っ先に挙げられる方がいらっしゃいました。子供たちにとって先ほど申し上げたような魅力を感じているところで、今回は8月ということで観光客が一番多い時期であり、予算もその分高くなってしまったところもありますので、今後は時期も学校等とも検討しながら、観光時期ではなく、子供たちがその上で目的を達成できるタイミング、それから費用もそれで抑えられるということも想定できるということですので、そこも総合的に判断しながら検討していきたいと思いますし、ぜひこれは先ほど申し上げたとおり子供たちにとってとても魅力のある、とても効果のある大切な事業だなというふうに思っていますので、そういう効果も含めてきちんと評価をしながら、時期も判断をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） 一応最後にいい機会でありますので、財源の問題で町長にお伺いしたいのですけれども、今後どれぐらい続けていけるのか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 子供に係る施策というのは、優先されるべきだというふうに考えていて、この事業のもともとは10年間必要な予算を基金に積んでというところで始めていますけれども、教育長の話のとおり、この事業の効果というのは大変大きいというふうに考えているので、終期を考えず続けていくということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星川三喜男君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。

受付番号4番、議席番号1番、蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） よろしくお願ひします。受付番号4番、蓮尾です。では、質問のほうに入らせていただきます。

1つ目の質問として、病院事業の計画への町民参加ということで質問をさせていただきます。前回定例会において本件について質問をさせていただき、答弁をいただき、別の場においても情報提供として本件についてお知らせいただきました。印象として、住民の意見が全く入っていないと感じております。診療所化を行う前提となっているように感じますが、住民は一部始終理解はできていません。義務教育学校の件と同じように行政主導になり、知らない間に既定路線が決まっていたという意見が出てくるような状況であると考えられます。コンサルによるシミュレーションの前に病院会計の現状や今後の財政に及ぼす可能性がある病院の収支見込みの現状など、丁寧に住民には説明されていないと感じます。今後は住民の意見をどのようにくみ上げていくのか、どの程度反映させていくのか、住民との意見交換の必要性は感じているのか、アンケートやパブリックコメント等は行っていく予定なのかお伺いします。

病院事業は、住民の生活に直結する事業であり、安心して暮らすことができる大切な事業です。慎重かつ丁寧な議論の上に納得を得ながら進める必要があります。現在の経営状

況や見込み、展望について丁寧に説明がされていないことで住民の理解や納得が進まない中では様々な不安や不満を感じてしまうことは町側は理解されているのかお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今の病院事業の計画への町民参加の質問についてお答えをしたいと思います。

地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的な見直しについては、令和2年度にまとめた基本方針に沿いつつ、この間の状況の変化などを踏まえ見直しを行い、進めていかなければならぬと考えています。地域医療の確保は、町民の思いとして常に最も重要な課題だと認識をしており、将来にわたって持続できる仕組みを丁寧につくり上げていかなければならぬと思っています。基本方針策定時も町民の皆さんからご意見をいただくとともに、保健福祉審議会などで議論をしていただきましたが、実際に見直しを行うに際してはより丁寧な手続を踏んで進めていく必要があるというふうに考えています。

現在病院と介護施設の経営分析や今後の方向性に関する調査委託を含め、現状の分析を進めているところですが、連携を模索したい中核病院や近隣の医療機関でも厳しい状況が生まれていることから、より時間をかけた準備が必要との判断をしています。一方で医療機関全体で財政をめぐる経営環境が一段と厳しさを増しているほか、人口低密度地域における医師を含めた人材確保の困難性が高まっている現状もあり、見直しの遅れが財政面や運営面でも立ち行かなくなる状況を生みかねないリスクも抱えています。速やかに現実的な対応を取らなければならない局面も想定していく必要があると考えています。

いずれにしても、町民の皆さんのお意見を広く聞くとともに、今後の方向性について合意形成を得るために最大限の努力を払って進めていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 丁寧な手続を踏んで町民の皆さんに広く意見を聞くというふうにご答弁をいただいて、ぜひそのとおりにと思うのですが、具体的に先ほどの高橋議員の話にもありましたが、どの程度しっかり飲み取っていくのか。恐らくですけれども、町側がこうしたい、要するに診療所化、無床化をしたいというものに対して、町民の意見は恐らく真逆になると思います。大方真逆になると思います。それはなぜかというと、高齢者が多いから。高齢者が多いということは、病院にかかる機会も多くなりますので、そうなつてくると自分の今後の体力が落ちてきている心配等も多く心配が増えてくる部分もあると思いますので、町が考える診療所化とは逆の意見もかなり多くあるのかなと思います。その部分、実際に起こり得る話ですけれども、そうなつた場合というのはどういうふうに対応していくというふうに今のところは考えているのかお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今蓮尾議員おっしゃったとおり、やはり約50年病院と特別養護老人ホーム、養護老人ホームを核とした福祉医療のサービスを行ってきた中で、生活が少し困難になってきた段階で養護老人ホームに入って、その後特養に移って、最期を病院で

迎えるというような人生の終わり方というか、そういうのがこの町の中にはやっぱり定着してきていることがあります。そういう意味からもやはり最期、病院、特に入院のところがなくなるということに対する不安というのは大きいということは想定をしています。残してほしいという意向は当然あるというふうに思います。それが将来的にも持続可能であればそういう仕組みということもあるのかもしれませんけれども、財政的にも今の患者数から考えるとそういう仕組みが合理的、効率的かというとそうではない、やっぱり不安材料になる。では、ただなくせばいいということではなくて、それに代わる方法として在宅で支える、施設で最期までみとる、こういった仕組みの構築とを組み合わせて、そういう不安を払拭していく、そのための仕組みというものを丁寧に議論し、説明していくということになるのではないかというふうに考えています。ここに一定の時間をかけて進めていくことを心がけながら理解を得るということに尽くしていきたいというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君）　蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君）　非常に現実的なお話だと思いますので、今高齢者の部分について質問させていただきましたので、高齢者の部分についてご答弁いただきましたが、同様に乳幼児を抱えている家庭だとか、ほかにも入院施設を必要としている方、もしくは救急外来等、夜間救急を必要としている方々も多くいるのが現状です。この前情報提供の場でも出していただいたレポートにも出ておりますが、本当に真剣にその思いに対して向き合って、まず丁寧に現状とこうなるんだろうというシミュレーションをしっかり示した上で、納得、共感を得てもらえるように事業を進めていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

再質問なのですけれども、一番これを心配していますよというところで町民の声として多く上がっている部分がありますので、ご質問させていただきます。施設に入って、入院をして、本当はこの町で最期を終えたいというふうに思っている方がたくさんいらっしゃいます。そうなったときに、今の在宅でのみとりをするとなると、私は誰にもみとられないまま亡くなってしまうこともあり得るのかなというような不安の声もダイレクトに伝わってくることがあります。今考える限りで、もしも仮に仮定で無床の診療所になりましたと。在宅での介護を含めた最後の世話をするとなったときに、今想定されるような独りで最期を終えてしまうような可能性というのはないのか。分かる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（星川三喜男君）　町長。

○町長（小林生吉君）　お答えをしたいと思います。

まず、前段乳幼児を抱える親の話だったり、救急外来の話もございました。今女性、若者活躍のプロジェクトの中でも遠隔医療、そういったものの可能性とかというようなことも検討していきたいというふうに考えています。なかなか全世代多様な診療科に対応は現状でもできていませんので、最初から町外の病院に通っているという現状があるというふ

うに認識をしているところです。こういったケースについてもまず第1次診療として地域の使命を果たしていくというような機能を持てないかというようなところも考えていきたいというふうに思っています。救急外来についての実際の件数や状況等を丁寧に分析を、今資料はある程度まとめていますけれども、それらのケースについて支障がないかというようなところも丁寧に検証したいというふうに思っています。近隣でも歌登地区の中で先行している事例もありますので、いろいろな調査も踏まえて進めていきたいというふうに思います。

それと、最後にご質問のあった孤独死みたいなことが起きないかという課題についてです。これは、今も病院があって、特養があって、在宅のサービスがあって、ではこれを完全に防げるようなサービス体制になっているかというと、やっぱりそこにも既に課題があるというふうに思っています。今まで病院や施設や在宅サービスの隙間の中で支援を受けられなかつたり、最終的に町外のほうに居を移していかれた方を多く見てきています。今回の地域医療提供体制と包括ケアの一体的な見直しの一番の大事にしなければいけないところは、この町で暮らしていきたい人が最期までこの町で暮らして、最期をここで迎えられる、そういう体制を構築するというところに尽きるというふうに思っています。無床化を前提とした場合になりますけれども、在宅医療や24時間支援のできる介護、医療の在宅サービス、こういったものをしっかりと検討していくことで私としては今以上のサービスも提供が可能になるというふうに考えていますので、そこを目指していきたいというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） ゼひ早い段階から今ご答弁いただいたような内容を町民のほうにお知らせしていただきたいなと思います。降って湧いてきたような話だというふうに学校のときのようにならないように、事前にしっかりと細かく意見交換会等をしていただいた上でご理解を得るというプロセスをしっかりと踏んでいってほしいと思いますので、切にその部分はお願いするところでございます。

それでは、1問目終わりまして、2問目に移らせていただきます。2問目ですが、人口減少問題における少子化に歯止めをかける重要性というところでお話をさせていただきます。本年度の出生予定が現在のところゼロ名となる可能性がある中、現在出されている少子化対策に関する条例はさほど効果が出ていないことを裏づけていると考えられます。以前から申しておりますが、新たな側面からの施策を打つ必要がある段階であると考えられます。

当町が抱える問題の一つとして、事業者数の減少により生活環境が整っていないことが挙げられます。公的な少子化対策に係るサービスについては、公園問題など足りないところもありますが、町民のご理解とご参加、職員のご努力により比較的充実しています。しかし、生活となると民間サービスの厚みが重要であり、現在若年層にとってはそこが魅力があるかどうかの判断材料となっております。定住にも影響を与えます。必要最低限の民

間サービス以外にも様々なサービスが提供されていることでこの町に魅力を感じ、ここに住みたいと感じる要因になると考えます。

雇用の場として企業の誘致も必要であり、取り組む必要があると考えますが、交通インフラなど現状を考えると非常に難しい現状にある中、道内の町村でも活力がある自治体では、スマールビジネスの起業機会を提供することにより少子化に歯止めをかけている事例も多く見受けられます。スマールビジネスの起業機会を創出することは、移住や定住を促すだけではなく、住民に対して様々な民間サービスを提供することにも寄与すると考えられます。現状起業に関する条例は整備されておりますが、町外からの起業についてはサポートが万全であるとは言い難いものになっており、再考の余地がある上、宣伝不足と考えられますが、今後の条例の見直し等についてお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 人口減少問題における少子化に歯止めをかける重要性についてご質問にお答えをしたいと思います。

現在中頓別町の起業者に対する補助は、商工業振興支援条例の一部という位置づけで実施をしています。中頓別町商工業振興支援条例は、町内の既存事業者が活性化することで事業を継続し、もって地域経済の発展に資するという目的を出発点として制定され、多くの町内事業者に活用をいただいている。さらに、令和6年4月には事業規模のいかんを問わず起業者に対する補助が可能な内容を追加し、改正したところあります。同条例では、中頓別町への移住や定住を促すことも念頭にあることから、補助の要件として個人の方の起業の場合には中頓別町に住民票があること、法人の場合は本店所在地を中頓別町内に置くこととしています。そのことから、町外在住者の潜在的な中頓別町内での起業への希望に応える、もしくは円滑に支援できる内容とは言い難く、それらのサポートが万全ではないというご指摘はそのとおりであるというふうに思います。

ほとんどの自治体の人口が減少している中で、補助の対象を町民限定とすることにより移住、定住を推進するという目的がありますが、一方でその要件が町外在住者による中頓別町内での起業を後押しするには不十分で、結果的に町民、特に若年層が希望するような就業先の選択肢が増えず、町外に就業先を求めるにつながる場合、それは条例の目的に則していないことになります。補助対象の間口を町外在住者にも広げ、中頓別町内での起業のハードルを低くすることで起業機会の提供や二地域居住といった人的流れをつくるきっかけとなれば、人口減少問題に対する商工部門における能動的なアプローチの一つであるというふうに考えています。しかしながら、補助の間口を広くすることは、同時に財政的な負担の増加につながるため、そのバランスについて検討しなくてはなりません。また、令和以降町内の商工事業者の廃業が相次いでおり、地域住民の生活に必要な店舗や会社がなくなっている状況であります。町民の生活インフラの維持や生活を豊かにするサービスの提供、また町内事業者や起業希望者に対する影響を鑑みることも重要かつ不可欠です。同条例は、令和8年3月31日で時限を迎える予定であります。前述の内容を踏まえ、

今後の対応について関係各所と協議をしていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 来年の3月31日で時限を迎えるということで、今後についてもお考えいただけるということなので、さきに質問をさせていただいたことも加味した上で、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思うところですが、財政的な負担増加にはもしかしたら多少つながるかもしれません、正直なところ物すごくたくさんの方の起業希望者が来るとは到底考えられないわけであって、そこまで財政的な負担増加につながるというのは現状では考えにくいのかなという部分もありますので、もう少し将来を思って、若年層を取り込むことを思って、住みやすい環境をつくることにもこれからつながるということを考えれば、変な行政サービスを追加するよりもそれほど大きな財政負担にはならないというふうに思いますので、むしろ事業が成功してくれれば税収もあるわけです。なので、その部分もしっかり考慮した上で関係各所と協議をしていただきたいなというふうに思います。

1つ再質問の中でご質問を差し上げたいのですが、お金を補助する以外に何か起業する際にに対して中頓別町行政として起業する方に対してサポートできることはないかという部分があればお伺いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 今の蓮尾議員の再質問にお答えしたいと思います。

課内では現時点では明確なものを持っておりませんので、今後も継続して何が有効かというところも検討しなければいけないというふうに認識しておりますが、まず金銭的な補助以外にもその事業者さんが何を欲しているのか、そういうところの調査はまず必要かなというふうに考えますので、例えばお金以外でしたら情報ですとかデータ、そういうものが必要であれば、そういうものもこちらのほうで分かる範囲で提供を申し上げることになります。果たしてそれがその事業者さんにとって本当に欲しているものなのかなどうかというのは、それぞれ事業者さんによって変わってくると思いますけれども、何がいいのか検討していきたいというふうに考えます。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） データ等を提供していただければ、例えばですけれども、近隣には高額所得の村がありますよだと、地域内での総消費額は人口当たりこれぐらいですよとか、いろいろ行政側として調べて提供できるような情報もあると思いますので、そういう部分も起業する際には非常に重要なプロセスになるので、そういう部分もしっかりサポートをすることも含めて考えていただきたいなというふうに思います。と同時に、なかなか伝わっていないのです。こういう条例で補助がありますよだと、こういうサポートをしますよというような対外的なアピールができていないので、ちょっと課をまたい

でしまうような話であったりするのかもしれませんけれども、矢部さんのところは大丈夫なのかもしれないですけれども、移住促進とかの側面でも、移住フェアでフェアに参加する際とかについても、こういった会社、企業があって、このぐらい働いていますよというほかにも積極的にうちの町は起業するときにはこういったサポートができます、お金が出せますというようなこともしっかりとアピールしてほしいなと思います。移住フェア以外でも起業をするためのフェアがあったりします。そういう場においても移住というアプローチからではなくて、起業というアプローチでうちの町をアピールすることもできますので、そういった方向ももう少し俯瞰から見て、こういったアプローチの方法があるな、この方向からもあるなというのも考えながら進めていただきたいというふうに思います。これは質問ではないので、お答えいただかなくて大丈夫です。その部分も私どももご相談いただければ一緒にやっていけると思いますので、よろしくお願いしたいなと思っています。

この質問はこれにて終わりとさせていただきまして、次が3番目、温暖化による影響への対策というところに入らせていただきます。温暖化による影響は、住民をはじめ各所にも出始めているのは実感としてお持ちかと思います。おととしあたりから続く気温の上昇は、命を奪うような事態となっており、実際に熱中症によるものと思われる体調不良も住民の間で確認されております。町としてどの程度熱中症と思われる症状を確認しているのかお伺いします。

環境省が定める気候変動適応法に基づくクーリングシェルターについてですが、当町では指定されておりません。費用の面などからエアコンの導入ができない住民も多くいる中、当町においても必要な状況となっていると考えられますが、現状を踏まえた認識をお伺いします。

また、役場をはじめ病院や長寿園などの施設においては、利用者からも暑いという意見が出来ており、そこに従事する職員の健康状態も危惧されているところです。事故が起こる前にエアコンを導入する必要があると考えますが、見解をお伺いします。さらに、現在建設中の義務教育学校についても同様の問題があると思いますが、エアコンの導入予定があるのかお伺いします。

気温の上昇以外にも先日のような大雨被害などで住民生活に影響を及ぼす機会が増加することが予想されます。先日の大雨では、防災無線やラインでの通知がされる等対応されましたかが、どこが冠水しているのか分からず、文中に誤字がある、そもそも、これはラインですけれども、登録をしていないなど課題も浮き彫りとなりました。大雨災害に対して万全の準備はできていなかったと言わざるを得ない中、今後の対策や対応の予定についてお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 3点目の温暖化による影響への対策に関する質問にお答えをしたいと思います。

熱中症の対策としましては、75歳以上の独居高齢者世帯を中心に訪問や電話で体調の確認をしてきました。その際には熱中症と思われる症状の方はいませんでしたが、熱中症予防の観点から引き続き訪問や電話での体調確認等を継続しています。実際には病院で調べさせていただいたところ、熱中症による救急搬送が1件、それと脱水症を含む熱中症と思われる方が21名受診をしている、これは施設の入所者も含めた数字ということあります。大変この夏も暑さが近年にないものだということがこういうところからも分かるのかなというふうに思います。

現時点でクーリングシェルターの指定に至っていませんが、この夏の状況を踏まえ、早急な対応が必要と考え、指定すべき施設とその整備について検討を着手しているところであります。あわせて、クールスポットの確保にも努め、熱中症予防のため町民の方が気軽に立ち寄っていただけるような公共施設等にエアコンの設置を検討していきたいというふうに考えています。

役場、病院、長寿園などにおけるエアコンの導入の必要性については、利用者だけでなく職員に対しても健康と安全確保という観点から課題だと考えています。酷暑による熱中症リスクも高まっていて、特に病院や施設では患者や利用者への配慮が求められているものと考えています。導入に当たっては、できるだけ早期の整備を目指し、財源の確保を行い、事業に着手していきたいというふうに考えています。

現在建設中の中頓別学園については、この夏の状況を見て現在の計画で十分か検証が必要と考えています。クーリングシェルター、クールスポットとしての活用も想定し、エアコン設備の再検討を行った上で必要な整備ができるよう検討していきたいというふうに考えています。

近年の気候変動の影響により集中豪雨など災害の増加が懸念されており、先日の大雨災害はその深刻さを改めて示しました。今回新たに得た情報を基に、現在実施している防災対策について精度向上を目指し、さらなる強化を図ってまいります。具体的には防災無線、緊急速報メール、ライン公式アカウントを活用した多角的な情報発信を継続し、情報伝達の迅速性と信頼性を高めるため複数部署による情報内容の精緻なチェック体制を強化をしていきます。専門機関との連携を強化することで、リアルタイムで情報更新精度を高めていきたいと思います。また、広報活動、QRコード掲示、広報等への掲載、地域組織や職員による直接訪問などを通じ、ライン公式アカウントへの登録促進と情報弱者への対応を強化したいと思います。冠水箇所の特定と情報提供については、雨量計及び気象台からのデータに加え、町職員によるパトロールと住民からの情報提供による連絡窓口を強化し、情報の正確性と迅速性を向上させ、より精度の高い状況把握を目指していきたいと思います。

ライフライン、道路につきましては、排水設備の点検、整備、排水能力向上のための対策、河川、水路のしゅんせつ、道路舗装の維持強化、冠水しやすい箇所の特定と対策を継続的に実施し、その精度を高めたいと思います。

地域住民との連携強化、高齢者や障がい者への個別支援計画に基づく避難、生活支援、防災意識向上のための研修会や訓練を継続実施し、支援体制の精度を高めます。防災対策計画を定期的に見直し、最新の知見、技術を反映させることで計画の精度と有効性を継続的に向上させていきたいと思います。

これらの対策により、住民一人一人に寄り添うより効果的で迅速かつ精度の高い防災体制の構築を目指し、継続的に取り組んでいきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 再質問で先に前段のほうの熱中症のほうについて質問をさせていただきます。

国で出している熱中症警戒アラートがあると思うのですけれども、あまり北海道が対象になったことってなかつたりするのです。ただ、もともと暑さに慣れていない住民が多いので、耐性はないと思います、暑さに対する。なので、熱中症警戒アラートが出る前に、これは高齢者は危険だな、乳幼児は危険だなというような温度等をあらかじめガイドラインに定めるなどして、防災無線、ラインを通じて周知をしていくというようなことも必要なかなというふうに思います。決して国から言われたからやっていくというようなものではなく、町独自でそれは何か定めてやってもいいと思うのです。なぜかというと、特に高齢者の方については、温度を感じづらいという部分があります。熱中症の死亡者数の統計のデータでもありますけれども、2024年で全国的に見て高齢者の熱中症による緊急搬送の数というのが約60%、57.4%に上るのですけれども、その原因はやはり暑いという温度を感じていないというところになるのです。なので、熱中症警戒アラート等が出る前に、そういうお知らせをするなどの対応をぜひ取っていただきたいなというふうに思いますので、その部分がまず可能かどうかというのをお伺いすることと、クーリングシェルターについて、クールスポットでもいいですけれども、もう次の予算には、来年度の予算には入れる予定なのか。これも早急にやらないと、来年、再来年というふうになっていくと高齢者も増えていきますので、非常に命に関わる危険な状況が続くことになると思いますけれども、早期の整備を目指しとありますけれども、いつ頃に着手する予定なのかというのをお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 熱中症のアラートの発出について、北海道の特性を考えた独自の基準という点については、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、今議員おっしゃったように高齢者の方はなかなか実際に熱中症のリスクが高い状況でもあまり気づかなかつたりとか感じなかつたりというの、そのとおりなところはやっぱりあるというふうに思います。それで、今回そういう高齢者の方については、先行して全部訪問や電話をかけさせてもらっています。そんな中で職員を送る中では、暑いのに外で作業していたり、そういう気づきのなかなかできない高齢者もいたというふうに聞いていて、そういう方については引き続きその後の状

況も継続的に見ながらしてきたということあります。それであっても救急搬送だったり、そういう受診が出ている状況なので、それで十分ということではもちろんありませんけれども、そういう町民へのアラートの発出と、それから一人一人特に高齢者に対して直接的に呼びかけを行ったり、様子を見に行ったりというようなことを組み合わせて対策を講じていきたいというふうに思います。

それと、クーリングシェルターについては、この夏、7月の暑さを見て、その段階でエアコン設置等に関する財源などについてもちょっと調べたりをしていて、各部署に対してクーリングシェルターやクールスポットとして指定する、そういう候補となる施設の洗い出しをお願いをしているところであります。基本的には、できるものは本年度の補正からスタートしたいというふうな考え方の下で、12月の定例会とか、あるいは来年の3月、この辺国の財源等を見合いながらということになりますけれども、そういうふうにしてできるだけ早く立ち上げていくという方向で検討しているところであります。

○議長（星川三喜男君）　蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君）　訪問とか電話で確認していくのももちろん大事だと思いますが、その前にやはり今日は危ないよというようなことを事前にお知らせをするということも大事だと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。夏が来るのも早くなっていますので、今町長から財源の確保を早くしていきたいというお話をいただいておりますので、早い段階で役場、病院、長寿園などいろいろ施設を町は抱えておりますが、なるべく近場で涼もうというようなことを考える方もたくさんいらっしゃると思いますので、施設点在しているところのそれぞれに対して、暑い中歩いていかなくても対応ができるような場所をつくっていただければというふうに切実に思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、再々質問になりますが、災害の部分についてです。宮崎議員もおっしゃっていたとおり、情報が発出場所がてんでんばらばらで、みんなそれぞれ公的なものはSNSをフォローすると思うのですけれども、そこからどんな情報が上がってくるかというのがなかなか分かりづらい状況になっているのかなと思います。といいましてもホームページのほうの職員にお会いすると、すぐにホームページを更新できるような体制ではないのですというようなところも聞いておりますので、その部分が一番最初に答弁いただいた部分に入ってくるのかなとは思うのですけれども、ほかの自治体でもよくやっているような防災用の例えはエックスの活用であるとか防災用のライン、これは今既存であるラインの部分で防災という部分を設ければいいとは思うのですが、防災は防災としてここにいけばその部分から情報を得られるよというふうに単純にしてもいいと思うのです。いろいろなチャネルを増やすと、逆に行政側の負担、職員の負担も増えることになると思いますので、防災はここにいけば分かるのだ、ここを開けば分かるのだ、ここに聞けば分かるのだというようななるべく簡素化した情報提供の形を取っていただいてはどうかというふうに思います。

あと、どうせSNSを使うのでしたら、動画や画像もぜひつけていただきたいと思います。可能だと思うのです。見回りパトロールもちろんされていると思いますので、それを見た上で現状どういうふうに対応していくか、対処するべきかというのを検討していると思いますので、その状況、動画、画像等を見れば町民も納得ができる部分もあるし、危険な箇所も分かると思います。SNSであったり、オンラインを使う上でもそういった使い方も有効になりますので、もう少しアナログな考え方からデジタルメインで、デジタルを使うとしたらこう使えるという部分でも検討していただきたいと思うのですけれども、その部分はいかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課防災・行政デジタル化担当課長。

○総務課防災・行政デジタル化担当課長（市本功一君） ただいまの再質問に回答したいと思います。

SNSの発信法というよりかは、ここを見れば、ここにいけば間違いない情報が入るのだよというお話で、基本的には防災無線、ラインのみが現在防災情報を発信するものとして捉えていました。それで、併せてホームページをうまく、現状ちょっとセキュリティー強化した関係ですぐにアップロードできるというような状況ではなくなっているので、そこをどう連携できるかというのを今現在調整中になっておりますので、なるべく一元化して、そこでホームページを基点にライン、防災無線という形で情報発信のメインにしたいなというふうに考えています。

ただ、情報発信をする者としては、先ほどアナログ的なものというご指摘もありましたけれども、アナログは絶対外せないものだと思っていまして、うちが一番得意にしているのは直接ご家庭に行って声をかけるという、うちの町の小さいがゆえにできる唯一の戦法というか、非常に大事な戦法の一つだと思っていますし、うちの得意とする戦法だと思っています。なので、そこはちょっと外せないのかなというふうに考えています。

あと、動画、画像に関しましては、基本的に公的機関の動画、画像というのは必ず決裁ルートがありまして、決裁を取ってから上げるというような流れになっていますので、今のところ当町のガイドラインに沿うとリアルタイムで画像をぽんぽんSNSに上げるという行為はガイドライン上厳しい、いわゆる当町で設置しているセキュリティーポリシーに反することになってしまいますので、かなり難しいのかなという、そういった回答になってしまいます。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） もう質問できないので、あれですけれども、できれば、アナログはもちろん大事なのですけれども、一元化して、ラインを通してやっていくのであればラインをどういうふうに登録者数を増やしていくかであったりとかという部分についてしっかり考えていくってほしいなと。今の市本課長の部分だけの仕事ではないと思うのです。結局災害となると行政職員みんな一丸となってやらなければいけない部分があると思います

ので、自分たちが周知活動が楽になるという部分も含めて、ラインの登録をまだしていないような方に対してどういうふうにライン登録をするか、してもらうかということも、課として関係ないかもしれませんけれども、災害としては関係ある話だと思いますので、その部分もしっかり行政の内部でどういうふうにしたらライン登録してもらえるかというのを考えてほしいなと思います。

あと、ホームページです。どこへ見に行くのいったら、やっぱりホームページを見に行って情報を得るというのが一番早いと思いますので、それもよろしくお願ひします。先ほど宮崎議員もおっしゃったとおり、防災無線が聞こえない人もいます。その環境にいない場合もありますので、ぜひそのことも頭の中に入れながら対応してほしいなというふうに思います。

動画、画像については、ぜひ自治体から総務省のほうに要望等を上げていただければと思いますので、そういった必要性もありますよということも自治体から総務省に向かって言つていってほしいなというふうに思います。

私の質問3つでしたが、以上で終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これにて蓮尾さん的一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第57号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、石川担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） よろしくお願ひします。議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案9ページをお開き願います。議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す

る。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

議案13ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。1つ目に、印鑑登録システムの標準化実施に伴う改正となります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき当町の印鑑登録システムの標準化を実施することに伴い改正を行うものであります。

平成2年7月30日付自治振第72号通知では、印鑑登録原票は印影以外のデータと印影の紙両方を指しておりましたが、標準化の実施により印影及び印影以外の情報をシステム上に登録した内容を印鑑登録原票と指し、印影を紙に押下した原本のことを可視台帳と指すことになり、それに伴い改正をするものであります。

2つ目に、書かない窓口システム導入に伴う改正であります。現行条例では、印鑑登録証明提示により印鑑登録証明書の交付申請を行うことができますが、本年中に導入する書かない窓口システムを利用するには個人番号カードの提示が必須であり、個人番号カード及び印鑑登録証の2点の提示が必要となってしまいます。そこで、当町における個人番号カードの有効性を上げるため、印鑑登録証の提示がなくても個人番号カードの提示のみで印鑑登録証書の交付申請が行えるよう改正を行うものであります。

続きまして、改正の内容を新旧対照表により説明申し上げます。議案11ページをお開き願います。第5条では、磁気ディスクの後に「及び可視台帳」を加え、データ及び台帳での管理を可能とするもの、議案第11ページ中段、第12条では印鑑登録証を持参から提示に改めております。同条2項として、個人番号カードの送付を受けている印鑑登録者は、その提示をもって印鑑登録証の提示に代えることができる旨を加えております。

議案11ページ下段、第13条では、印鑑登録証明書の交付申請時に印鑑登録証、または個人番号カードの提示により交付をすることが可能となるよう改正を行うものであります。

議案10ページをお開き願います。附則としまして、この条例は、令和7年10月1日から施行とするものです。

以上、簡単でありますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第11、議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、石川担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） それでは、議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案14ページをお開き願います。議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

議案23ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。1つ目、概要であります。地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者、町の住民基本台帳に登録がない者をいいます、その登録、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として実装されることになり、この機能を扱う事務についてはマイナンバーの独自利用を行う事務などとして条例に定める必要があることから、所要の改正をするものであります。

2つ目、改正内容でございます。（1）は、法定利用事務に関わる住登外者宛名情報の府内連携について定めるものであり、本条例第4条第3項では法定利用事務、準法定利用事務に関わる府内連携について包括的に定めようとしておりますが、今回の改正では住登外者宛名情報の府内連携について定めるものとしております。

（2）は、マイナンバーの独自利用を行う事務の追加として、住登外者宛名番号管理機

能による住登外者の情報管理に関する事務を追加するものであります。

(3) は、庁内連携を行う特定個人情報の追加として、既に執り行っている事務において特定個人情報として住登外者の宛名等の情報を追加するものであります。

(4) は、町長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う事務及び情報の追加として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、既に執り行っている事務において取り扱う特定個人情報として住登外者宛名情報を追加するものであります。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案18ページをお開き願います。第4条第4項としまして、下段以降の別表に記載されております事務、または国の法律となります法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するため、住登外者宛名番号管理機能を利用し、特定する住登外者の情報管理を行うことができる旨を加えるものであります。

議案19ページ、別表1の4と6には町長部局、教育委員会部局に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則に定めるものとし、特定個人情報の提供を受けることができる旨を加えるものであります。

議案第19ページ下段の別表2の1から議案第21ページの上段の4については、住登外者宛名情報の庁内連携を可能とする旨を追加、議案第21ページから議案22ページの別表3は、特定個人情報としての住登外者宛名等情報を庁内連携可能とする旨を追加するものであります。

議案17ページをお開き願います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単でありますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で 14 時 10 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 01 分
再開 午後 2 時 10 分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第 59 号

○議長（星川三喜男君） 日程第 12、議案第 59 号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 59 号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） よろしくお願ひいたします。議案第 59 号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案 24 ページをお開き願います。議案第 59 号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案 28 ページをお開き願います。公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮し、3 年に 1 度の参議院議員通常選挙の年に基準額の見直しが行われており、本改正においては最近の物価変動等に鑑み、選挙運動用のビラ、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため改正を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案 26 ページから 27 ページをお開き願います。第 8 条の中で規定するビラ 1 枚当たりの作成単価を 7 円 73 銭から 8 円 38 銭に改正、第 11 条では選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価を 541 円 31 銭から 586 円 88 銭に改正します。

議案 25 ページをお開きください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきます

ようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案29ページをお開き願います。議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例の制定について。

アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

制定の要旨を申し上げます。議案36ページをお開き願います。国から地方公共団体に求められているアナログ規制の見直しは、目視規制、実地監査規制、定期検査、点検規制、常駐、専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧、縦覧規制の7項目が対象となり、デジタルを活用し、対応できるよう規定の見直しが求められているところです。中頓別町公告式条例は、このうち掲示規制に該当するものであり、この公告式条例を準用した関係条例として5つの条例を併せて改正し、アナログ規制を見直すものです。

基本的には国の趣旨に合わせて町の掲示板で掲示していたものを町のホームページに掲

載することを原則とするものです。なお、掲示の方法については、段階的に行われることを想定し、引き続き従前の掲示板に掲示できるよう規定しています。また、このほかのアナログ規制見直しに伴う条例、規則の改正については、段階的に進めていきます。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案32ページから35ページになります。第1条改正、中頓別町公告式条例の一部改正では、第2条第2項に規定する条例を公布する場所を原則町のホームページとし、事情がある場合には従来の掲示板を使用できることとします。

第3条では、公布に付随する月日、前文、町長名を記入する規定を整備するものです。

第4条では、規程を公表をする規定を改正後の第3条から準用の規定に整理、第5条では規則以外に規程を含めて準用規定に整理し、これに伴い第2条は削除になります。

第2条改正の部分です。中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例では、入居者募集の公告方法を規定する第3条第2項に町のホームページを追加、第3条改正の部分では、中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に対する条例では第2条改正と同様に入居者募集の公告方法に町ホームページのほか、その他の方法として第3条各号をそれぞれ整備するものです。

34ページの部分です。第4条改正、中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例では、第2条改正と同様に入居者募集の公告方法に町のホームページを追加、第5条改正の部分では、中頓別町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例では今回の公告式条例の改正に合わせて町のホームページの整備を行うものです。

第6条改正におきましては、中頓別町空家等の適正管理に関する条例では、さらに適切な方法をもって規定する事項の公告の整備をするものです。

議案31ページお開きください。附則、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 アナログ規制の見直しに伴う公告式関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第14、議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案37ページをお開き願います。議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案46ページをお開き願います。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、育児部分休業の取得パターンを多様化することにより、職員が仕事と育児を両立しやすい環境を整備するものです。取得パターンでは、勤務時間の始め、または終わりの取得に限定されていた休業部分を1日の中でどこでも取得可能に改めて第1号部分休業とし、1年につき10日を超えない範囲で取得できる部分休業を第2号部分休業として新設します。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案41ページから45ページになります。第2条第1項第3号及び第5号の改正は、参照先の条項にずれが生じているため修正を行うものです。

第17条につきましては、部分休業することができない職員を規定するものであり、既存の規定にあった育児短時間勤務の承認が失効した職員を第1号とし、第2号として一定の勤務時間以下の非常勤職員を定めます。

第18条第1項では、部分休業ができる時間が始業時、または終業時に制限されていた規定を削除、第2項では育児時間、または介護時間の承認を受けて勤務しない職員の場合は、1日につき2時間からそれらの時間を差し引いた残りの時間部分で部分休業を承認することを規定します。第3項は、非常勤職員の第1号部分休業の取得可能な時間を規定するもので、定時の勤務時間から5時間45分を引いた時間を超えない範囲で承認するというものです。

第18条の2は、今回新設とする第2号部分休業の承認について承認の単位は1時間とし、その他の取扱いとして第1号では分単位の勤務時間の場合、第2号では部分休業の残時間の承認請求があった場合を規定しています。

第18条の3では、部分休業を新設する1年の期間を4月1日から翌年3月31日に規定、第18条の4は部分休業を請求する期間の上限を規定し、第1号では非常勤職員以外の職員が77時間30分、第2号では非常勤職員の勤務1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とします。

第18条の5は、部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情を規定しています。

第19条は、部分休業の給料を減額することについて規定、第20条では部分休業の承認の失効を規定するものです。

議案49ページをお開きください。附則、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第61号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第15、議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案47ページをお開き願います。議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案54ページをお開き願います。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に基づき、職員が仕事と育児及び介護との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするものです。

出生時両立支援制度等の創設について。妊娠、または出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員への仕事と育児の両立支援制度等に関する早期の情報提供、制度の利用に係る意向確認を行い、職員が仕事と育児の両立に必要な制度を選択できるようになります。

介護両立支援制度等の創設について。家族の介護の必要が生じた職員への両立支援制度の周知、意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行い、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるようにします。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案50ページから53ページになります。第16条第1項の改正は、第18条の3第1項に係る配偶者等の定義を追加するものです。

第17条の2につきましては、文字を修正するものです。

第18条の2第1項では、職員から妊娠や出産の申出があった際に措置を講じる事項として、第1号で仕事と育児の両立に資する制度を知らせること、第2号は仕事と育児両立の制度に関する請求等の意向確認、第3号は子供の出生により仕事と家庭の両立に関する支障となる事情の改善に関する意向の確認を規定、第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置として、第1号は育児期両立支援制度を知らせること、第2号は育児期両立支援制度の請求の意向を確認すること、第3号は3歳に満たない子の心身、育児に関する家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向を確認する措置を規定します。第3項では、職員から確認した意向の取扱いに当たり意向に配慮しなければならないことを規定。

第18条の3では、職員の配偶者等の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは仕事と介護の両立に資する制度等を知らせ、支援制度の請求の意向を確認するための面談等の措置を講じることを規定、第2項は職員が40歳に達した年度に第1項に規定する事項を知らせることの規定。

第18条の4は、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるように行う措置を規定、第1号に職員に対する介護両立支援制度の研修実施、第2号に介護両立支援制度に関する相談体制の整備、第3号にその他介護両立支援制度に係る勤務環境の整備に関する措置。

議案4 9ページをお開きください。附則、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第62号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第16、議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案55ページをお開き願います。議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宗谷公平委員会の共同設置に関する規約を次のとおり変更するための協議について同法同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

提案理由を申し上げます。議案58ページをお開き願います。稚内市役所庁舎の移転に伴い、宗谷公平委員会の執務場所を変更するため所要の改正を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明いたします。議案57ページをお開き

願います。第3条、公平委員会の執務場所は、稚内市中央3丁目2番1号稚内市役所内となります。

議案56ページをお開きください。附則、この規約は、令和7年10月14日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（星川三喜男君） 日程第17、議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案59ページをお開き願います。議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

提案理由を申し上げます。議案62ページをお開き願います。令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより北海道市町村職員退職手当組合から

脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため本案を提出するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案6 1ページをお開き願います。別表内、区分、檜山管内の一部事務組合及び広域連合の欄内、江差町・上ノ国町学校給食組合が削除になります。

議案6 0ページをお開きください。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6 4号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6 4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第6 5号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第18、議案第6 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第6 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案6 3ページをお開き願います。議案第6 5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

提案理由を申し上げます。議案66ページをお開き願います。加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案65ページをお開き願います。別表第1、管内の檜山振興局管内の項中11を10に、市町村・一部事務組合及び広域連合欄内の江差町・上ノ国町学校給食組合が削除になります。

別表第2、共同処理する事務、9、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務、共同処理する団体の欄内も同様に江差町・上ノ国町学校給食組合が削除になります。

議案64ページをお開きください。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第19、議案第66号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第66号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案6 7ページをお開き願います。議案第6 6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

提案理由を申し上げます。議案7 0ページをお開き願います。加入団体の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するため本案を提出するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にて説明いたします。議案6 9ページをお開き願います。別表第1中、江差町・上ノ国町学校給食組合が削除になります。

議案6 8ページをお開きください。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6 6号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6 6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第6 7号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第20、議案第6 7号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6 7号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） よろしくお願ひいたします。それでは、議案第6 7号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。また、正誤表を提出させていただいておりますので、併せてご参照願います。

それでは、予算書1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町一般会計補正予算。令和7年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,093万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,058万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

それでは、4ページをお開きください。第2表、地方債補正、1点目は辺地対策事業債の変更でございます。起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前6億7,770万円から変更後6億6,990万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。除雪機械整備事業の限度額を変更前6,090万円から変更後5,110万円とするもので、事業費確定に伴う減額、ピンネシリ温泉改修事業の限度額を変更前1億1,570万円から変更後1億1,760万円とするもので、作業、解体、資材処理に係る追加費用が発生したことに伴う追加でございます。

2点目、起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前650万5,000円から皆減するもので、地方財政計画に基づき交付税算定にて臨時財政対策債振替額が示されなかつたことに伴う減額であります。

3点目、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前6,290万円から変更後1億2,560万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。除雪機械整備事業として新たにロータリー除雪車の購入に伴い6,270万円を追加するものであります。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。16ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に310万2,000円を追加し、6億6,784万9,000円とするもので、人事管理事務事業、12節委託料に同額を追加、職員募集を行うための広告費用の追加及び税制改正に対応するための給与システム改修に要する費用の計上であります。詳細につきましては、別に配付しております総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

10目情報推進費では、既定額に75万9,000円を追加し、2,731万6,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、13節使用料及び賃借料で導入済みのアプリケーションの値上げ対応と利用範囲拡大に必要なプラグインソフト費用155万9,000円の追加計上、17節備品購入費では職員用端末の購入数やプリンターオプションの見直しによる80万円を減額するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額より207万4,000円を減額し、5,823万6,000円とするもので、税務事務事業、12節委託料に法人税システムの標準化対応とするための費用として206万円の追加、13節使用料及び賃借料では総合行政システムの利用料に413万4,000円を減額、標準化の進捗状況を見据えて利用料実績を勘案し、減額するものであります。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の予算説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に59万1,000円を追加し、2,325万5,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料に8万8,000円、14節使用料及び賃借料に50万3,000円を計上、標準化の進捗状況により不足する現システムに係る保守及び利用料を追加するものであります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額に71万5,000円を追加し、267万9,000円とするもので、国勢調査、1節報酬から11節役務費まで71万5,000円を減額及び追加計上、国勢調査に係る調査員報酬、必要経費にて不足する額を追加するものであります。詳細につきましては、政策経営課作成の補正予算説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては、28ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に470万円を追加し、3,200万5,000円とするもので、社会福祉総務事業、12節委託料で中頓別町医療・介護包括的再編支援委託料として100万円を計上、現在進めております国民健康保険病院での経営分析や運営体制の検討と併せて介護老人福祉施設等も含めて包括的に検討を進めていくためのコンサルティング業務を計上するものです。18節負担金補助及び交付金では、外国人介護福祉人材育成支援協議会への負担金として370万円を追加、介護現場に就職を希望する学生が決まったため、1名分の負担金を追加計上するものです。また、民生委員協議会運営補助事業では、不足が見込まれる8節旅費と1節報酬を組み替えるものです。詳細につきましては、保健福祉課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2目老人福祉費では、既定額に変更はございませんが、養護老人ホーム運営事業で11節役務費及び12節委託料から17節備品購入費へ組み替えるもので、11節役務費では不足が見込まれる郵便料へ広告料から10万円の組替え、12節委託料及び17節備品購入費において預り金システムの故障によりパソコンの新規購入8万3,000円とデータ移行のための委託料2万円を計上し、労働者派遣業務委託料10万3,000円を減額するものであります。

4目障害者福祉費では、既定額に303万7,000円を追加し、1億2,550万円とするもので、障害者総合支援給付事業、12節委託料にて障害者福祉システムにおいて就労選択支援サービスが実施されることに伴う改修費用24万2,000円の計上、19節扶助費では補装具給付費の不足が見込まれるため53万3,000円の追加、22節償

還金利子及び割引料では過年度の国費及び道費負担金の返還金 226万2,000円の計上であります。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額に55万円を追加し、673万8,000円とするもので、重度心身障害者医療給付事業、12節委託料に同額を追加、マイナンバーカードと重度心身障害者医療費受給者証の連携に伴うシステム改修委託料の計上であります。

20ページをお開きください。11目定額減税補足給付金事業は、新たに625万6,000円を追加するもので、昨年実施した定額減税調整給付金の実績が確定したため、その支給額に差額が生じた方へのその差額を支給するための給付金、システム改修委託料、消耗品等の費用を計上するものであります。

2項児童福祉費、1目子ども医療費では、既定額に55万円を追加し、569万7,000円とするもので、子ども医療費助成事業、12節委託料に同額を計上、マイナンバーカードと子ども医療費受給者証の連携に伴うシステム改修委託料の計上であります。

3目ひとり親家庭等児童特別対策費では、既定額に55万円を追加し、98万5,000円とするもので、ひとり親家庭等医療給付事業、12節委託料に同額を計上、マイナンバーカードとひとり親家庭等医療費受給者証の連携に伴うシステム改修委託料の計上であります。

4目認定こども園費では、既定額に6万6,000円を追加し、2,223万7,000円とするもので、認定こども園事業に同額を計上、昨年度実施の消防用設備等点検業務が不納となり、今年度の契約変更とするため追加計上するものであります。詳細につきましては、認定こども園作成の補正予算説明資料をご参照願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に7万3,000円を追加し、2,134万2,000円とするもので、保健予防事業、21節補償補填及び賠償金に同額を計上、新型コロナウイルスの予防接種により健康被害が発生した方に国が新型コロナウイルス予防接種健康被害と認定されたことに伴う賠償金の計上であります。

5目病院費では、既定額に157万9,000円を追加し、2億2,449万円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、運営事業補助金として追加するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に変更はございませんが、6次産業化推進事業、22ページをお開きいただきまして、2節給料から12節委託料へ24万6,000円を組み替えるもので、地域おこし協力隊員を新規採用する予定でしたが、現在応募者がいないことから、当面の間ブドウ栽培圃場管理補助業務を委託業務とすることによるものであります。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3目畜産業費では、既定額に189万3,000円を追加し、1億4,343万7,000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、10節需用費に堆肥化処理施設の

混合機の故障に伴う修繕費用として48万1,000円を計上、畜産振興事業では哺育育成センターの事務所、哺育舎、育成舎に係る電気料として10節需用費に6万円、11節役務費にWi-Fi回線利用料を123万2,000円、12節委託料に電気工作物保安管理委託料12万円をそれぞれ計上するものです。

2項林業費、2目林道費では、既定額に220万円を追加し、1億3,685万8,000円とするもので、内容は林道管理事業、14節工事請負費で林道の補修が必要なところが新たに発生したことにより100万円の追加、林業専用道松音知3号線開設事業、12節委託料で額の確定に伴い207万6,000円の減額、14節工事請負費で路盤厚の変更により327万6,000円を追加するものであります。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額に163万4,000円を追加し、1億9,645万7,000円とするもので、内容はピンネシリ温泉運営事業、14節工事請負費に作業、解体、資材処理に発生した工事費の増加額分193万6,000円を追加、地域おこし協力隊事業、1節報酬、10節需用費で砂金掘り体験場管理隊員を募集していましたが、応募がなかったため活動報酬80万円、活動消耗品16万円をそれぞれ減額、なかとんべつ観光まちづくりビューロー運営事業、18節負担金補助及び交付金で57万円を追加、砂金掘り体験場の管理を依頼するための補助金として追加、移住定住促進事業、11節役務費ではおためし暮らし住宅のWi-Fi回線使用料8万8,000円の追加であります。詳細につきましては、産業課商工労働・観光まちづくりグループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

24ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に5,698万5,000円を追加し、3億3,088万1,000円とするもので、除雪事業、17節備品購入費に同額を計上、ロータリー除雪車の事業費確定に伴い577万3,000円を減額、さらに安定した除雪体制を構築し、大雪時等に対応するため、地域にロータリー除雪車1台の購入費用6,275万8,000円を計上するものです。詳細につきましては、建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に62万円を追加し、1億4,408万2,000円とするもので、公用車両維持管理事業、10節需用費に同額を計上、スクールバスイヤの購入費用の追加計上であります。詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照ください。

2項小学校費、2目教育振興費では、既定額に10万円を追加し、223万円とするもので、小学校教育振興事業、10節需用費に教材用消耗品費に不足が見込まれ、同額を追加。

3項中学校、1目学校管理費では、既定額に30万4,000円を追加し、3,353万8,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、14節工事請負費に16万2,000円を追加、小学校が中学校校舎に移転する際に間仕切り壁を新設したことにより、感知器の増設が必要となったため新規計上するものです。17節備品購入費では、保健室

のベッドが破損したため更新費用として14万2,000円を計上。

2目教育振興費では、既定額に10万円を追加し、389万円とするもので、中学校教育振興事業、10節需用費に教材用消耗品に不足が見込まれ、同額を追加。

4項社会教育費、6目そや自然学校施設費では、既定額に14万3,000円を追加し、499万6,000円とするもので、そや自然学校事業、12節委託料に同額を計上、施設の特定建築物定期検査を行うための経費を計上するものであります。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に627万5,000円を追加し、1億7,501万2,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を追加、自動車学校事業特別会計においてドライブシミュレーター保守料及びロータリー除雪車リース料の特別会計負担分を一般会計から繰り出して追加するものであります。

26ページをお開きいただきまして、2項基金費、4目減債基金費では、既定額に15万円を追加し、55万円とするもので、減債基金費、24節積立金に同額を計上、資金不足に伴う繰替え運用を行っており、その際に生じる預金利息及び補填利息の積立金に不足が見込まれるため追加計上であります。

6目地域活性化基金費では、新規に8万円を追加するもので、地域活性化基金費、24節積立金に同額を計上、資金不足に伴う繰替え運用を地域活性化基金で予定しており、その際に生じる預金利息と補填利息を積み立てるものです。

予算書8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に9,093万8,000円を追加し、61億9,058万7,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開き願います。11款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に416万1,000円を追加し、20億5,738万5,000円とするもので、額の確定に伴い追加するものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に48万7,000円を追加し、7,435万6,000円とするもので、3節障害者自立支援給付費国庫負担金に48万7,000円、5節障害児入所給付費国庫負担金に3,000円を計上、歳出、民生費の障害者自立支援給付事業に対する負担金として計上するものであります。

3目衛生費国庫負担金では、新規に7万2,000円を追加するもので、1節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金に同額を計上、歳出、衛生費の保健予防事業、新型コロナウイルス予防接種健康被害賠償金に対する負担金として計上するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1,035万円を追加し、3,669万2,000円とするもので、6節デジタル基盤改革支援補助金に177万3,000円を計上、歳出、総務費の税務事務事業、法人住民税の賦課計算電算処理委託料に対する補助金であります。7節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に857万7,000円を計上、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に支援を行う物価高騰対策重点支

援地方創生臨時交付金が創設されまして 232万1,000円を計上、本交付金の充当につきましては既定予算にも充当が可能になっており、歳出の商工費、商工振興対策推進事業に充当しております。さらに、定額減税補足給付交付金として 625万6,000円を計上、歳出、民生費、定額減税補足給付金事業に充当する補助金であります。

2目民生費国庫補助金では、既定額に 94万6,000円を追加し、1,696万8,000円とするもので、3節障害者総合支援事業費補助金に 12万1,000円を計上、歳出の民生費、障害者総合支援給付事業の障害者福祉システム改修に係る補助金、4節地域診療情報連携推進費補助金に 82万5,000円を計上、歳出の民生費、重度心身障害者医療費給付事業、子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費給付事業のそれぞれのシステム改修に係る補助金として計上するものであります。

12ページをお開きください。5目土木費国庫補助金では、既定額に 400万円を追加し、1億4,187万8,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、雪寒機械更新事業補助金につきまして補助金額の確定に伴う追加であります。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に 4万5,000円を追加し、4,928万4,000円とするもので、5節障害者自立支援給付費道負担金に同額を計上、歳出の民生費、障害者総合支援給付事業、補装具給付費に係る負担金として計上。

2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額から 192万円を減額し、1億3,573万円とするもので、14節林業専用道松音知3号線開設事業補助金に同額を計上、延長の確定により減額するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に 71万3,000円を追加し、524万2,000円とするもので、1節統計調査事務委託金に同額を計上、国勢調査の経費として道から追加交付されるものであります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に 16万9,000円を追加し、34万1,000円とするもので、1節利子及び配当金に同額を追加、各基金の利子分を追加計上。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に 48万円を追加し、5,921万4,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、農林水産業費、循環農業支援センター管理事業の機械修繕費用に充当。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に 2,304万円を追加し、1億249万6,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を追加、歳出の一般財源とするものであります。

14ページをお開き願います。21款町債、1項町債、2目辺地対策事業債では、既定額より 780万円を減額し、6億6,990万円とするもの、3目臨時財政対策債は既定額より 650万5,000円を皆減するもの、4目緊急自然災害防止対策事業債では既定額に 6,270万円を追加し、1億2,560万円とするもの、いずれの内容につきまし

ても第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

8ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に9,093万8,000円を追加し、61億9,058万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で15時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分
再開 午後 3時25分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第68号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第21、議案第68号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第68号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について、布村自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 布村自動車学校長。

○自動車学校長（布村博幸君） よろしくお願ひいたします。議案第68号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和7年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ635万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,618万4,000円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に635万8,000円を追加し、6,618万4,000円とするもので、自動車学校事業、12節委託料として19万8,000円をドライビングシミュレーター保守委託料、13節使用料及び賃借料として616万円をロータリー除雪車のリース料として追加計上するものであります。補正の理由につきましては、ドライビングシミュレーターの保証期間が購入時から1年間までの予算計上であるため追加計上するものであります。ロータリー除雪車につきましては、本年1月から故障により使用不能となっており、複数件の修理業者に修理依頼を実施していましたが、製造から30年以上経過しており、部品調達が困難との理由により修理自体を断念し、リース契約とするものであります。

6ページにお戻りください。歳出合計、既定額に635万8,000円を追加し、6,618万4,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款1項1目繰越金は、既定額に8万3,000円を追加し、15万円とするもので、前年度の繰越金を追加し、歳出の一般財源とするものであります。

4款1項1目繰入金は、既定額に627万5,000円を追加し、2,260万8,000円とするもので、一般会計繰入金を追加するものであります。

2ページにお戻りください。歳入合計、既定額に635万8,000円を追加し、6,618万4,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第68号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案の

とおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（星川三喜男君）　日程第22、議案第69号　令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君）　議案第69号　令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君）　西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君）　よろしくお願ひいたします。議案第69号　令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことをおわび申し上げます。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

病院事業収益につきましては、既決予定額に157万9,000円を追加し、6億501万7,000円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額に157万9,000円を追加し、6億501万7,000円とするものであります。

他会計からの補助金、第3条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。

一般会計補助金につきましては、既決予定額に157万9,000円を追加して、2億2,321万6,000円とするものです。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。説明資料は1ページになります。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費の既決予定額に157万9,000円を追加し、7,272万2,000円とするもので、修繕費の111万9,000円については、リハビリ棟の外壁管理人等住宅の車庫の破損、病院前の排水ますが破損したことに伴う修繕費の追加であります。通信費の16万円に追加は、外注検査検体について現在は委託先による集荷で運用されていましたが、燃料費の高騰に伴い発注者負担で配送することに変更になったことに伴う送料の追加であります。雑費の30万円の追加は、北海道大学から講師を招き地域医療に関する講演会の開催を予定していることから、講師謝礼3回分を新たに計上するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款病院事

業収益、3項医業外収益、3目他会計負担金では、既決予定額に157万9,000円を追加し、1億6,407万円とするもので、他会計負担金に同額を計上、運営費補助金として修繕費151万9,000円、通信運搬費16万円、委託金30万円の追加計上するものでございます。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第69号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第23、議案第70号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第70号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算について、建設課、後藤担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） よろしくお願いいたします。議案第70号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和7年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

水道事業収益につきましては、既決予定額に70万円を追加し、1億5,283万8,000円とするものです。

水道事業費用では、既決予定額に70万円を追加し、1億5,283万8,000円とするものであります。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、別に配付しております水道事業会計補足説明資料をご参照ください。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費において既決予定額に70万円を追加し、1,878万4,000円とするもので、修繕費に同額を計上、老朽化に伴う配水管の修繕に要する費用に不足が見込まれることから追加するものでございます。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益において、既決予定額に70万円を追加し、5,080万8,000円とするもので、水道料金に同額を計上、収益的支出の修繕費の補正に伴い、収支のバランスを取るために設定するものでございます。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第70号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第24、議案第71号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第71号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第71号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算。

令和7年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,901万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、既定額から8万円を減額し、341万3,000円とするもので、12節委託料のうち地域支援事業委託料について支出の見込みがないことから減額するものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費では、既定額に8万円を追加し、262万2,000円とするもので、12節委託料で介護予防ケアマネジメント事業委託料について、たいそう元気会の研修に係るバスの運転業務を委託することとしたため追加をするものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、新たに222万6,000円を計上するもので、22節償還金利子及び割引料で償還金事業において令和6年度の介護給付費負担金の精算による額確定により、介護給付費道費返還金について222万6,000円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に222万6,000円を追加し、2億5,901万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に222万6,000円を追加し、222万7,000円とするもので、歳出でご説明いたしました5款諸支出金で計上しております支出を前年度繰越金で充当するため計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に222万6,000円を追加し、2億5,901万4,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願
いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第71号につい
て採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補
正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第25、議案第72号 令和7年度中頓別町
介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第72号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設
介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長か
ら説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひいたします。議案第72号 令和7年度
中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明さ
せていただきます。

1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サ
ービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算
の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。5ページをお開き願います。1款
総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に変更はなく、節の減額及び追加
による組替え補正になります。詳細は、長寿園作成の中頓別町介護保険事業特別会計補正
予算補足説明書をご確認願います。12節委託料では、労働者派遣業務委託料で看護師が

派遣されていない期間が未実績となり、12万円を減額し、介護の魅力アップ推進事業セミナー開催委託料として10万円、預り金システム移動委託料として2万円を計上するものでございます。17節備品購入費では、パラマウントベッドの購入済残高の15万8,000円を減額し、全自動洗濯機10リットル1台の15万8,000円を計上、エアマットレスの6万2,000円、センサーマットの2万1,000円も購入済残高のため、その分を預り金システムに使用しているパソコン購入費の8万3,000円を案分にして計上するものでございます。この減額、追加及び計上に関しましては、施設総体の予算に変更はございません。今回の補正については、介護保険事業に係る歳出予算の見直しにつき、歳出のみの補正となります。

3ページをお開き願います。歳出予算の既定額の2億3,511万6,000円に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第72号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分
再開 午後 3時49分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎認定第1号～認定第10号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第26、認定第1号 令和6年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第2号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第3号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第4号 令和6年度中頓

別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第30、認定第5号 令和6年度中頓別町水道事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第31、認定第6号 令和6年度中頓別町下水道事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第32、認定第7号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定の件、日程第33、認定第8号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定の件、日程第34、認定第9号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定の件、日程第35、認定第10号 令和6年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件につきまして簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 今上程されました認定第1号 令和6年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号 令和6年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて、提案のご説明をさせていただきたいと思います。

政策経営課から提出させていただいております別添資料、町議会決算審査特別委員会資料の1ページを御覧いただきたいと思います。令和6年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明させていただきたいと思いますけれども、10会計合計の予算額は72億5,705万8,000円に対して、収入済額67億6,003万984円、支出済額は66億8,290万9,212円となり、差引き残額7,712万1,772円となったところであります。このうち一般会計につきましては1億2,652万8,144円が差引き残額となっているところであります。

以上申し上げた10会計の単年度収支につきましては、国民健康保険病院会計にて赤字決算となっておりますが、その他の9会計におきましてはプラスになっているところであります。詳細につきましては決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いますが、まず総括として簡略な説明をさせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第10号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第10号につきましては、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第10号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第10号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることと決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時03分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（星川三喜男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時04分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員